

西尾市地域防災計画

地震・津波災害対策編

(令和5年度修正)

西尾市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第3節 本市の特質と災害要因	6
第4節 被害想定及び減災効果	9
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15

第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進	25
第2節 建築物等の安全化	31
第3節 都市の防災性の向上	46
第4節 孤立対策	48
第5節 液状化対策・土砂災害等の予防	50
第6節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	54
第7節 避難行動の促進対策	60
第8節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	66
第9節 火災予防・危険性物質の防災対策	74
第10節 津波等予防対策	77
第11節 広域応援・受援体制の整備	83
第12節 防災訓練及び防災意識の向上	86
第13節 地震に関する調査研究の推進	92

第3章 災害応急対策

第1節 活動態勢（組織の動員配備）	93
第2節 避難行動	111
第3節 災害情報の収集・伝達・広報	127
第4節 応援協力・派遣要請	134
第5節 救出・救助対策	143
第6節 消防活動・危険性物質対策	147
第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策	151
第8節 交通の確保・緊急輸送対策	155
第9節 浸水・津波対策	161
第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	164
第11節 水・食料・生活必需品等の供給	171
第12節 環境汚染防止及び地域安全対策	176
第13節 遺体の取扱い	177
第14節 ライフライン施設等の応急対策	180
第15節 住宅対策	185
第16節 学校における対策	190
第17節 災害救助法の適用	193

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制	196
第2節 公共施設等災害復旧対策	197

第3節 災害廃棄物処理対策	201
第4節 震災復興都市計画の決定手続き	203
第5節 被災者等の生活再建等の支援	205
第6節 商工業・農林水産業の再建支援	209
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	211
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	211
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	214
「別紙」東海地震に関する事前対策	
第1節 対策の意義及び東海地震に関連する情報	217
第2節 地震災害警戒本部の設置等	220
第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	225
第4節 発災に備えた直前対策	228
第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策	245
第6節 他機関に対する応援要請	249
第7節 市民のとるべき措置	251

第1章 總 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震・津波災害から守ることを最大の目的とするものである。

第2 計画の性格

1 地域防災計画 — 地震・津波災害対策編 —

- (1) この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている「西尾市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、大規模な地震・津波災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) この計画は、各防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

2 地震防災強化計画

「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第3条第1項に基づき、平成14年4月24日に東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定され、「大震法」第6条第2項に基づき、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」に定める。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第3条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定された(平成26年3月28日)。南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づき、地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関

する事項

- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2章「災害予防」、第3章「災害応急対策」及び第5章「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4 西尾市国土強靭化地域計画との関係

西尾市国土強靭化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、県の国土強靭化地域計画との連携・役割分担を図り、西尾市地域防災計画の指針となるものである。本計画の基本目標は次の事項を踏まえるものとする。

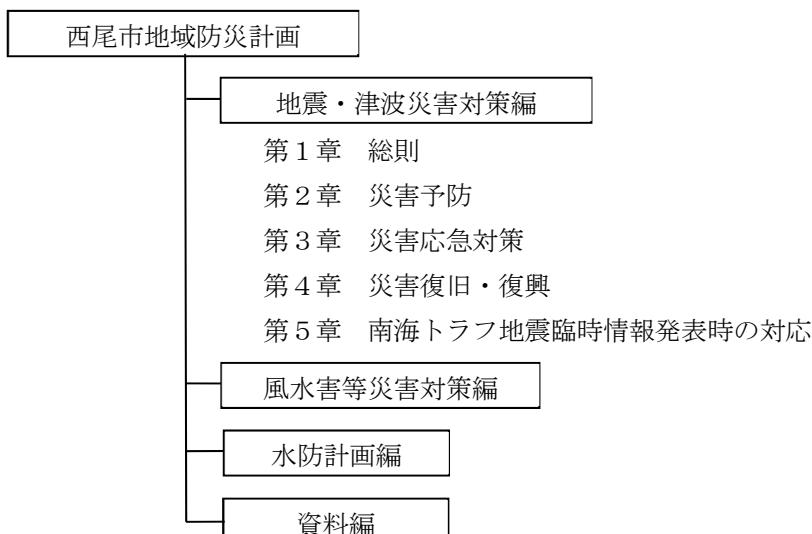
- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、西尾市を始め周辺地域全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

5 他の計画との関係

「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の基本の柱で本計画を構成する。



第4 計画の作成・修正

西尾市防災会議は、地域防災計画を作成し、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第2節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、感染症や自然災害等のリスクに負けない強靭な地域をめざしている愛知県において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、「第4節 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、L G B T Qなどの性的少数者、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第4節 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 摆れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波一時待避所等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立ち退き指示等に加え、必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3節 本市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 位置及び地形

本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、面積は 161.22km^2 で、愛知県全体の 3.1%を占めている。また、名古屋市からは、約 45 km 圏内にある。

市の西側は矢作川を隔てて碧南市と対し、北側は安城市及び岡崎市、東側は蒲郡市及び幸田町と接し、南側は三河湾に面している。三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在している。

市域は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、矢作川のかつての本流(現矢作古川)に沿って形成された低地と、安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が 5m から 10m の高さで南に伸びている。東部には、標高 349m の主峰三ヶ根山を頂点とする山地が形成されている。

また、矢作川河口の新田地帯は、江戸時代中期からの干拓地である。

2 地盤

本市の低地は、矢作古川の堆積作用によって形成された砂や泥からなる沖積層である。特に、矢作古川に沿う一帯は、氷河期における矢作川河口が埋没しているため、沖積層が厚くなっている。

東部の山地は、大部分が花崗岩類などの領家変成岩からなる。

3 断層

昭和 20 年 1 月 13 日に発生した三河地震は、いわゆる内陸型地震の典型例であり、西三河方にほぼ限定されて著しい被害を発生させた。この地震の際、顕著な 2 本の断層が出現した。そのうち、主たる断層は深溝断層と呼ばれ、かなり屈曲しながらも、少なくとも 18 km から 20 km 連続している。もう一つの断層は横須賀断層である。

(1) 深溝断層

深溝断層は、愛知県額田郡幸田町桐山西南西の峠付近が、地表にあらわれた断層の北西端であり、ここから東方の JR 三ヶ根駅方面へ約 4 km 続き、そこから大きく方向を変え南北方向となる。蒲郡市金平町から形原町前野付近で大きく S 字状に湾曲したあと、形原町市街地北端部から南南東方向へ向かっている。そして音羽川河口付近から三河湾に入り、海底にも約 10 km 連続している。

(2) 横須賀断層

横須賀断層は、吉良町宮迫に始まり、西へ 2.5 km 進んで、吉良町津平に至り北へ方向を転じて、善明町、岡島町、江原町、小島町、志籠谷町までと、7 km ほど延びて消滅している。

第2 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

1 土地利用の変化

都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化等が進み、居住地域自体も拡大している。

このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

2 生活様式の変化

電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間をするばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

3 自動車、鉄道等の高速交通機関の発達

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

4 コミュニティ意識の低下

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

このような急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。

今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不斷に続けていくことが必要である。

第3 既往の地震とその被害

過去に本市及び愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

南海トラフ沿いで発生する大地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
1707年	8.6	宝永地震	渥美郡、吉田(現豊橋)で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7~6。津波も来襲し、渥美表浜で 6~7 m にもなった。
1854年	8.4	安政地震	宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8~10m、知多半島西岸で 2~4m となり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	西は九州から東は関東地方までの全域と、東北地方・北海道の一部分の広範囲にわたって人体に感じ、紀伊半島東部・伊勢湾周辺、熊野灘沿岸で特に揺れが激しかった。 県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6~5、一部 7。小津波あり(波高 1m 内外)、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

陸地の断層の破壊によって発生する地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
1586年	7.8	天正地震	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6~5。津波高 2~4 m。
1891年	8.0	濃尾地震	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7~6。
1945年	6.8	三河地震	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害は県全体で、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7~6、県域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1 m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。 当時の幡豆郡の被害は、死者 1,170 人、負傷者 2,520 人、住家の全壊 3,693 棟、半壊 6,388 棟、非住家の全壊 3,468 棟、半壊 5,751 棟で、住家の被害率は 39.6% であった。(「三河地震の被害の総括」(1978)による。)

第4節 被害想定及び減災効果

第1 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査研究を行うことにより、本計画の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の目標とするものである。

第2 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

(1) 被害予測調査の対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本市に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、まず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを見直して参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

ア 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

イ 「理論上最大想定モデル」（補足）

国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」である。本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で、補足的に参考するものである。（「理論上最大想定モデル」による想定）

千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

ウ 「愛知県津波浸水想定」

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて平成26年11月26日に愛知県が公表したものであり、ハザードマップ作製や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2津波）である。

(2) 被害予測調査結果の概要（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会、「津波浸水想定について」平成26年11月）

ア 市内で被害が最大となる条件において、本市の被害の概要は以下のとおり。

	「過去地震最大モデル」	「理論上最大想定モデル」（補足）	「愛知県津波浸水想定」	
最大震度	7	7	—	
最大津波高	5.1m（佐久島）	5.6m（佐久島）	本土沿岸	4.6m
			佐久島	5.6m
津波到達時間（最短） (津波高30cm)	41分（佐久島）	39分（佐久島）	—	
浸水面積 (浸水深1cm以上)	5,155ha	5,167ha	5,172ha	

※西尾市全体面積：16,122ha

イ 県全体で被害が最大となる条件において、本市の被害量の想定結果は以下のとおり。

(ア) 建物被害（全焼・全壊棟数）

■条件：冬の夕方18時発災

	「過去地震最大モデル」	「理論上最大想定モデル」（補足）
揺れ	約8,900棟	約24,000棟
液状化	約400棟	約400棟
浸水・津波	約2,600棟	約1,100棟
急傾斜地崩壊等	約20棟	約30棟
火災	約3,000棟	約5,400棟
合計	約15,000棟	約31,000棟

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)による

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(イ) 人的被害（死者数）

■条件：冬の深夜5時発災、早期避難率が低い場合

		「過去地震最大モデル」		「理論上最大想定モデル」（補足）	
建物倒壊	（うち屋内収容物 移動・転倒、 屋内落下物）	約500人	（約30人）	約1,400人	（約90人）
浸水・ 津波	（うち自力 脱出困難）	約1,200人	（約300人）	約1,600人	（約900人）
	（うち逃げ遅れ）		（約900人）		（約700人）
急傾斜地崩壊等		0人		0人	
火災		約50人		約200人	
合計		約1,800人		約3,200人	

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)による

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(ウ) ライフライン被害

■条件：発災1日後、冬の夕方18時発災

「過去地震最大モデル」	
上水道（断水人口）	約161,000人
下水道（機能支障人口）	約80,000人
電力（停電軒数）	約70,000軒
固定電話（不通回線数）	約23,000回線
携帯電話（停波基地局率）	83%
都市ガス（復旧対象戸数）	約700戸
LPガス（機能支障世帯数）	約22,000世帯

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)による

(エ) 避難者・帰宅困難者

■条件：冬の夕方18時発災（避難者数）、昼の12時発災（帰宅困難者数）

「過去地震最大モデル」		
避難者数	発災1日後	約70,000人
	発災1週間後	約77,000人
	発災1か月後	約103,000人
帰宅困難者数	約9,200～11,000人	

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)による

(オ) 災害廃棄物等

■条件：冬の夕方18時発災

「過去地震最大モデル」	
災害廃棄物等	約2,906(千トン)

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成27年5月修正)による

(3) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- (ア) 建物の耐震化率100%の達成
- (イ) 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成
- (ウ) 全員が発災後すぐに避難開始
- (エ) 既存の津波避難ビルの有効活用

イ 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。また、建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。

「理論上最大想定モデル」（補足）の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

対策を講じた場合の本市における減災効果については以下のとおり。

(ア) 建物被害

	「過去地震最大モデル」		「理論上最大想定モデル」（補足）	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約8,900棟	約3,560棟 (約6割減)	約24,000棟	約9,600棟 (約6割減)

(イ) 人的被害

	「過去地震最大モデル」		「理論上最大想定モデル」（補足）	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 1,800 人	約 360 人 (約 8割減)	約 3,200 人	約 1,280 人 (約 6割減)

2 その他の被害予測

(1) 中央防災会議による被害想定

中部圏・近畿圏における内陸直下で発生する地震への防災対策に関する専門調査会報告として公表された被害想定において、本市への影響が大きく、その発生が懸念されている猿投・高浜断層帯の地震による被害想定を次に示す。

■想定される地震の概要

	猿投・高浜断層帯
規模	M7.6、Mw7.2
震源の位置	愛知県（豊田市～西尾市）
想定ケース	1 冬の朝 5 時 2 秋の朝 8 時 3 冬の昼 12 時 4 冬の夕方 18 時

※M：気象庁マグニチュード、Mw：モーメントマグニチュード

■被害予測結果の概要

中央防災会議の東南海、南海地震等に関する専門調査会がまとめた「中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告」（平成20年12月）の被害調査結果については次のとおりである。

なお、本市の詳細な被害想定がされていないことから、猿投・高浜断層帯の地震全般において被害が最大となるケースを記載する。

		猿投・高浜断層帯
建物被害 (冬・昼 12 時)	全壊・焼失棟数	約 300,000 棟
	(うち全壊棟数)	(約 174,000 棟)
	(うち焼失棟数)	(約 120,000 棟)
ライフライン 機能障害 (冬・昼 12 時) ※発災 1 日後	上水道(断水人口)	約 4,200,000 人
	ガス(供給停止戸数)	約 1,700,000 戸
	電力(停電軒数)	約 970,000 軒
	電話(不通回線数)	約 1,300,000 回線
	下水道(機能支障人口)	約 9,100,000 人
人的被害 (冬・朝 5 時)	死者数	約 11,000 人
	(うち揺れ)	(約 9,300 人)
	(うち急傾斜地崩壊)	(約 400 人)
	(うち火災)	(約 1,400 人)
帰宅困難者(冬・昼 12 時)		約 960,000 人
避難者数 (冬・昼 12 時)	1 日後	約 2,500,000 人
	(うち避難所生活者)	(約 1,600,000 人)
	4 日後	約 2,300,000 人
	(うち避難所生活者)	(約 1,500,000 人)
	1 か月後	約 1,600,000 人
	(うち避難所生活者)	(約 1,000,000 人)

※地震調査研究推進本部による活断層の長期評価〔主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）〕によると、猿投・高浜断層帯の予想の地震の規模はマグニチュード7.7程度、地震発生確率は、ほぼ0%（0.001%未満）、平均活動間隔は40,000年、最新活動時期は約14,000年前頃となっている。

(2) 愛知県防災会議地震部会による被害想定

プレート境界で発生する海溝型の地震として、本市への影響が大きくその発生が懸念されている想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海地震が連動する場合の3つの地震を、また、内陸型の地震として養老・桑名・四日市断層帯の地震を設定した。

以上、想定した4つの地震を次に示す。

■想定される地震の概要

	想定東海地震予知あり・なし	想定東南海地震	想定東海・東南海地震の連動	養老・桑名・四日市断層帯
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4
震源の位置	駿河湾 (海溝型)	串本沖～浜松沖 (海溝型)	串本沖～駿河湾 (海溝型)	岐阜県～三重県 (内陸型)
震源の深さ	約10～30km			約5～18km
想定ケース	1 冬早朝5時 2 春秋昼12時 3 冬夕刻18時			
調査単位	市町村又は500mメッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設・人的被害ほか			

※M：気象庁マグニチュード、Mw：モーメントマグニチュード

モーメントマグニチュードとは

地震は地下の岩盤がずれておこるもので、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード(Mw)と言います。一般に、マグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度良く計算するのは困難です。

■被害予測結果の概要

平成13年度の中央防災会議による東海地震の震源域の見直しや震度分布の公表、地震調査研究本部による東南海地震の発生確率や震度分布の公表などを受けて県がまとめた「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書－想定地震に基づく被害想定－」(平成15年3月愛知県防災会議地震部会)の結果は、次のとおりである。

		想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震の連動	養老・桑名・四日市断層帶
建物被害	全壊棟数	約170棟	約4,850棟	約6,200棟	約10棟
	半壊棟数	約950棟	約10,780棟	約12,110棟	約20棟
火災 (18時)	出火件数	0件	約60件	約70件	0件
	焼失棟数	0棟	約1,950棟	約2,260棟	0棟
ライフライン機能障害	上水道	約2,170戸	約43,500戸	約45,500戸	0戸
	都市ガス	0戸	約390戸	約670戸	0戸
	LPガス	約670戸	約9,760戸	約11,430戸	約20戸
	電力	約2,520口	約15,100口	約16,700口	0口
	電話	約60件	約4,520件	約5,320件	0件
	下水道	約190人	約940人	約1,120人	約20人
人的被害	1 死者数	一	約120人	約170人	0人
	負傷者数	約130人	約2,380人	約2,890人	0人
	2 死者数	一	約40人	約80人	0人
	負傷者数	約70人	約1,690人	約2,070人	0人
3 死 者 数	死者数	一	約110人	約130人	0人
	負傷者数	約80人	約1,830人	約2,210人	0人
	合計	約1,440人	約30,450人	約35,290人	約20人
帰宅困難者		約12,820人	約12,820人	約12,820人	約12,820人
避難所生活者 (1日後)	自宅建物被害による	約340人	約7,050人	約8,690人	約20人
	ライフライン支障による	約1,100人	約23,400人	約26,600人	0人
	合計	約1,440人	約30,450人	約35,290人	約20人

愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(平成15年3月)による

※数値は合併前の西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合計

※人的被害の1は冬早朝午前5時、2は春秋昼12時、3は冬夕刻18時を示す。

※一は若干を示す。

※帰宅困難者の想定は、昼間に大規模地震が発生し交通機関等が停止した場合を前提としたものであり、交通機関が停止する地域が限定される場合には上記数値よりも帰宅困難者数は少なくなることが考えられる。

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 実施責任

1 市

市は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、「災害対策基本法」の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療、清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 「災害救助法」(昭和22年法律第118号)に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導及び助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (24) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (25) 「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、被災世帯に対する支援金の支給を行う。
- (26) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

3 県警察

- (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関する情報等を含む。)の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力をを行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

4 指定地方行政機関

- (1) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。
 - イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
 - ウ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
 - エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。

オ 海上における治安を維持する。

(2) 名古屋地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

(イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

(ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

(エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

(オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画を策定する。

イ 初動対応

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(ウ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。

(ウ) 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。

(エ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

(4) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図

る。

- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、「測量法」（昭和24年法律第188号）第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集を行う。
- イ 災害派遣計画を作成する。
- ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対処

ア 即時救援活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

イ 応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

ウ 方面隊による本格対処

方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

6 指定公共機関

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(3) 日本赤十字社

ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては市や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

(4) 日本郵便株式会社

災害発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他関係する行政機関、ライフライン事業者、関連事業者及び報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

災害が発生した場合においては、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(5) 西日本電信電話株式会社

ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

エ 気象等警報を市へ連絡する。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(7) KDDI 株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(8) 株式会社NTTドコモ

ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(9) ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

- (10) 楽天モバイル株式会社
 ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
 ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (11) 東邦瓦斯株式会社 (※)
 ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
 イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)
- (12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社
 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- (13) 中部電力株式会社 (※)
 ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
 イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。
 (※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)
- (14) イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

7 指定地方公共機関

- (1) 愛知県土地改良事業団体連合会
 土地改良事業に関する技術的指導、情報提供、及び農業用施設等の整備点検を行う。
- (2) 一般社団法人愛知県トラック協会
 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
- (3) 名古屋鉄道株式会社
 ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。
 ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。
 エ 旅客の避難、救護を実施する。
 オ 列車の運転規制を行う。
 カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
 キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送を行う。
 ク 死傷者の救護及び処置を行う。
 ケ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (4) 公益社団法人愛知県医師会
 ア 医療及び助産活動に協力する。

- イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (5) 一般社団法人愛知県歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (6) 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (7) 公益社団法人愛知県看護協会
 - 看護活動に協力する。
- (8) 一般社団法人愛知県病院協会
 - 医療及び助産活動に協力する。
- (9) 一般社団法人愛知県LPガス協会
 - ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 西尾市医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (2) 西尾市歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (3) 西尾市薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (4) 土地改良区
 - 土地改良区が管理する農業用施設の新設や改修等、及び農地の保全並びに災害復旧等を行う。
- (5) 株式会社キャッチネットワーク
 - ケーブルテレビ放送により、防災知識の普及と市が提供する災害に関する情報等について放送を行う。
- (6) 産業経済団体
 - 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
- (7) 文化、厚生、社会団体
 - ア 日赤奉仕団、町内会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
 - イ アマチュア無線クラブ等の団体は、災害情報活動について協力する。
 - ウ 社会福祉協議会は、ボランティア支援本部の開設・運営等のボランティア活動に協力する。
- (8) 西尾市建設業協会
 - ア 公共土木施設の被害調査及び人命救助その他の応急対策に協力する。
 - イ 公共土木施設等の災害応急復旧に協力する。
- (9) 危険物施設の管理者

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

(10) その他重要な施設の管理者

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災協働社会の形成推進	危機管理局(危機管理課)
第2 自主防災組織・ボランティアとの連携	危機管理局(危機管理課)、市民部(地域つながり課)
第3 企業防災の促進	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課)

■市民・自主防災組織の役割

- ・自主防災活動を推進すること（各節を参照）。
- ・防災リーダーを選出し、研修の受講等によりリーダーとしての知識を習得すること。

第1 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るために、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、市、市民、事業者、自主防災組織、議会、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

3 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

4 業務継続計画の見直し

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため、業務継続計画の見直しを行うものとする。

また、計画をより実効性のあるものとするため、必要な資源の継続的な確保に努めるととも

に、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

5 市民の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の設置・育成

市は、「西尾市自主防災会設置推進要綱」に基づき、資機材の貸与や防災訓練の指導を通して、地域住民による自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。また、多様なニーズに対応するために自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図るものとする。

2 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3 防災ボランティア活動の支援

(1) ボランティアコーディネーターの確保

市及び西尾市社会福祉協議会は大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

市及び社会福祉協議会は、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

4 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

5 市における措置

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

6 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- キ 避難行動要支援者への支援

7 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。また、防災リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図るものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、市は、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、啓発用資機材などを整備し、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

8 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び西尾市社会福祉協議会は、平常時において次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、定期的にNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市及び西尾市社会福祉協議会は、ボランティア支援本部の開設に必要な机、椅子、電話等の資機材を確保する。

(イ) 市及び西尾市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市及び西尾市社会福祉協議会は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の開設訓練を行う。

(2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び西尾市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災者の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためにレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等の受講の案内をするものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、N P O ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いうやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施に努めるものとする。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、避難所等として敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2節 建築物等の安全化

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 建築物の耐震推進	資産経営局(資産経営課)、都市整備部(建築課) 消防本部(予防課)
第2 交通関係施設等の整備	建設部(土木課、河川港湾課)、県(西三河建設事務所) 国(愛知国道事務所)、名古屋鉄道株式会社
第3 ライフライン関係施設等の整備	建設部(農地整備課)、上下水道部(上下水道経営課、上下水道営業課、水道整備課、下水道整備課)、県(西三河建設事務所)、国(愛知国道事務所)、中部電力パワーグリッド株式会社 東邦瓦斯株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社キャッチネットワーク
第4 文化財の保護	教育委員会事務局(文化財課)、県(県民文化局)
第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	各部

■市民・自主防災組織の役割

- ・揺れやすさマップ等の確認や現地確認を行い、地域の危険区域や街路を把握すること。
- ・自宅の耐震診断及び耐震改修を推進・実施すること。
- ・自宅のブロック塀の転倒防止、家具転倒防止、感震ブレーカー設置など、安全対策を推進・実施すること。

第1 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「西尾市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。
- (3) 学校、病院、大型店舗、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物等の耐震性の確保・向上

市は、市有建築物について「防災上重要な建築物」として位置づけ、全ての建築物について耐震化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物やその他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、施設管理者等への指導や助言に努める。特に、災害時の拠点となる市の公共施設等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

昭和56年5月以前に着工された、いわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は、次の対策を推進し耐震化の促進を図る。

(1) 環境整備、啓発・知識の普及

関係団体等との連携や耐震診断技術者の育成支援等の環境整備や、「揺れやすさ・液状化危険度マップ」、Webサイトの活用等の啓発・知識の普及を行う。

(2) 耐震化を促進するための支援策

木造住宅の無料耐震診断、耐震改修費の補助等の実施や耐震改修に対する税の特例措置の円滑な実施を図る。

(3) 関連する安全対策

ブロック塀安全対策、エレベーター安全対策、家具転倒防止対策、感震ブレーカー設置等について、所有者への指導や周知・啓発を実施する。

5 高層建築物の防災対策

市は、11階以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査の強化をはじめ、現行「消防法」（昭和23年法律第186号）に規定された消防用設備の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練等の指導強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

地震直後に、被災した建築物や宅地が使用できるかどうかの判断をする判定士を養成するとともに、判定制度の普及・啓発を行う。

(1) 相互支援体制の推進

市は、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会(平成14年10月改組)において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立及び地域の相互支援体制を整備する。

(2) 市の体制整備

市は、県等と協力して、応急危険度判定の実施体制を整備する。

ア 応急危険度判定士の養成

市は、県及び愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に応急危険度判定士の養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

イ 判定制度の周知

災害時における判定活動の円滑な実施のため、判定制度について普及・啓発を行い、土木・建築技術者をはじめ広く一般市民の理解を得るように努める。

ウ 事前の情報収集等

大地震等による災害発生の可能性に関連する情報(過去の勧告・命令の履歴等)について事前に収集・整理するとともに、図面化しておく等、必要な措置を講じる。

エ 判定資機材の備蓄

県と協力して、判定に必要な資材、機材の備蓄を行う。

オ 登録者名簿の保管

愛知県が作成した居住地別(市区町村別)、勤務地別(同)の判定士登録者名簿を保管する。

カ 判定コーディネーターの登録

判定を円滑に実施するため、行政職員等からなる判定コーディネーターを予め登録する。平時においては、2人以上判定所管課に配属する。

(3) 応急対策活動の支援協力体制の整備

地震災害発生時における支援協力に関し、(公社)愛知建築士会西尾支部及び(公社)愛知県建築士事務所協会西尾支部と協定を締結し、応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう体制を整備する。

第2 交通関係施設等の整備

1 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

道路管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁等は、緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消防活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために、必要な緊急輸送道

路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路(※)
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を再優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する。)

(※) 「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

○資料編 第8 「交通関係」

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

県の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

市内の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく他市町村との連携強

化等、広域的な応援体制の確立に努める。

2 鉄道施設

高速大量輸送機関である鉄道は、市内に名古屋鉄道西尾線及び蒲郡線があり、その利用者も多い。名古屋鉄道株式会社は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するための通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた利用客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

災害発生時には運転規制によって利用客等の安全を図る。

ア　列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ　異常を認めた場合は、駅又は運転指令に連絡して指示を受ける。

ウ　運転を再開する場合は、注意運転によって最寄駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ　状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

3 港湾・漁港施設

震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を県等関係機関に要請し促進する。

第3 ライフライン関係施設等の整備

1 市、県及び施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め る。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路

啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図り、災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

また、災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

各ガス事業者は、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減する対策とともに、被害発生時には、二次被害の防止と早期復旧を図るための対策を講ずる。

(1) ガス供給設備の耐震性の向上

新設の設備については、技術上の基準等に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既存設備は必要に応じ、補強・更新を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

発災時の安全確保を図るため、導管へ遮断装置等の設置を行う。

(4) 応急復旧体制の整備

復旧動員体制(工事会社を含む。)及び復旧用資機材等の備蓄又は調達体制や非常時の関係機関との連絡体制の整備、強化を図る。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。

る。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急給水資機材の点検、整備

応急給水活動に必要な資機材について、常時整備点検を行う。

また、借上げ可能な資機材について、その調達先、在庫数等を把握する。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

市は、水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとし、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備拡充を図っていくものとする。

また、市は水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、適切な保守管理に努める。

(4) 協力体制の確立

災害時に、他の水道事業者又は県への応援を要請し受け入れができるよう、受援体制を確立する。

5 下水道

下水道管理者（市）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、西尾市下水道総合地震対策計画に基づき流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地震対策として、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

下水道管理者は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努

める。

また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、相互支援等の体制を確立する。

(6) 訓練の実施

市は地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため西尾市公共下水道業務継続計画（西尾市下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

6 通信施設（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(1) 設備の耐震対策

- ア 建物、鉄塔の耐震
- イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火、防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、防火壁、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 防水扉、防潮板の設置
- ウ 下水管、ビル内のマンホール、洞道からの浸水防止
- エ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(3) 通信網の対策

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(4) 各種災害対策機器の整備

- ア 孤立防止用衛星電話機の拡充
- イ 可搬型無線機の配備
- ウ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- エ 船艇の配備
- オ 防災用資機材の配備

(5) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信の疎通訓練
- ウ 設備の災害応急復旧訓練
- エ 社員の非常招集訓練

(6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

7 通信施設（KDDI株式会社）

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震及び東日本大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(1) 設備の耐震対策

- ア 建物、鉄塔の耐震対策
- イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火・防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- ウ 防水扉・防潮板の設置

(3) 通信網の整備

- ア 国際伝送路の多ルート化
- イ 国内外代替伝送路の確保

(4) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信の疎通訓練
- ウ 国際通信設備等の応急復旧訓練
- エ 社員の非常招集訓練

(5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- ア 國際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- イ 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- ウ 可搬型国際電話ブース配備の検討

(6) 緊急連絡手段確保対策

- ア 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- イ アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

(7) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

8 通信施設（株式会社NTTドコモ）

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(1) 設備の耐震対策

- ア 建物、鉄塔の耐震対策
- イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火・防水対策

- ア 防火シャッター、防火扉、防火壁、スプリンクラー等消火設備の整備
- イ 防水扉・防潮板の設置

- (3) 通信網の整備
 - ア 伝送路の多ルート化
 - イ 重要通信センターの分散化
- (4) 各種災害対策機器の配備
 - ア 移動無線基地局車の配備
 - イ 移動電源車の配備
 - ウ 非常用マイクロ設備の配備
 - エ 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
- (5) 防災に関する訓練
 - ア 災害予報及び警報伝達の訓練
 - イ 災害時における通信の疎通訓練
 - ウ 設備の災害応急復旧訓練
 - エ 社員の非常招集訓練
- (6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
 - 蓄電池、発電装置の長時間化
- (7) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - ア 災害対策機器による通信の疎通確保
 - イ 非常用基地局による通信の疎通確保

9 通信施設（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (1) 設備の耐震対策
 - ア 建物、鉄塔の耐震対策
 - イ 通信機械設備の固定・補強等
- (2) 防火・防潮対策
 - ア 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - イ 防水扉・防潮板の設置
- (3) 通信網の整備
 - ア 伝送路の多ルート化
 - イ 主要な中継交換機の分散設置
 - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (4) 防災に関する訓練
 - ア 災害予報及び警報伝達の訓練
 - イ 社員の非常招集訓練
 - ウ 災害時における通信の疎通確保訓練
 - エ 各種災害対策用機器の操作訓練
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
 - カ 消防訓練
 - キ 避難訓練と救護訓練
- (5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - 衛星回線により基地局伝送路の検討

(6) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

10 通信施設（楽天モバイル株式会社）

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(1) 設備の耐震対策

- ア 建物、鉄塔の耐震対策
- イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火対策

- ア 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(3) 通信網の整備

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 主要な中継交換機の分散設置
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(4) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達
- イ 非常招集
- ウ 災害時における通信疎通確保
- エ 各種災害対策用機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 消防
- キ 避難と救護

(5) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(6) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(7) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

11 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

(1) 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

(2) 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

(3) 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

(4) 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

(5) 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

(6) 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

1.2 放送施設

株式会社キャッチネットワークは、碧海5市及び西尾市に密着した情報を発信し、災害時における市民への情報伝達手段として有効であるので、その機能を確保するため、次の対策を講ずる。

(1) 放送設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(2) 防火設備等を設け二次災害の発生を防止する。

(3) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

(4) 重要伝送ルートの多ルート化を実施する。

1.3 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設が被災した場合、その被害が公共施設や住宅等に広く影響することが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第4 文化財の保護

1 県及び市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国、県及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」とおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

市は緊急避難用保管場所（収蔵庫、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 地震対策緊急整備事業計画

この計画は、地震防災対策強化地域を対象とした「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和55年法律第63号)に基づき、県が作成する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画であり、その計画の内容は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備を行う。

2 地震防災緊急整備事業五箇年計画

この計画は、愛知県全域を対象とした「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づき、県が作成する地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画であり、その計画の内容は、「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備を行う。

3 施設等の整備

市は、地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急整備事業五箇年計画に基づく施設等の整備を行うとともに、単独事業についても地域の地震防災対策など災害に強く安全なまちづくりを進めるため、次のような施設等の整備を推進する。

(1) 避難場所等の整備

居住者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護を図るため、避難場所及び避難場所標識の整備事業を推進する。

また、要配慮者向けの福祉避難所の整備を推進する。

(2) 道路等の整備

居住者の避難の安全と円滑化を図るため、県及び市は道路及び避難場所誘導標識の整備を推進する。

また、緊急輸送路を確保するために、必要な道路の改良を推進する。

(3) 消防用施設の整備

地震災害が発生した場合に延焼防止活動若しくは救助、救護活動等地震災害の防止又は、軽減を図るために必要な消防活動を有効に実施するため、消防庁舎、消防団詰所、耐震性貯水槽、通信指令施設等の整備を推進する。

(4) 公共施設の整備

市が管理する地震防災応急対策上重要な建物となる庁舎、学校、公的医療機関、社会福祉施設等の耐震改築、補強等を進めるため、次の措置をとる。

ア 建築物の耐震性の調査

イ 建築物の耐震補強の検討及び実施

ウ 建築設計の耐震補強の検討及び実施

(5) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく指定要件(掛けの高さ5メートル以上、勾配30度以上、対象人家5戸以上)を備えた危険な箇所については積極的に急傾斜地崩壊危険区域への指定を県へ働きかけ、警戒避難体制を整備するとともに急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

(6) 砂防設備等の整備

緊急輸送路を確保するために必要な道路に土砂災害の発生する危険が著しい箇所について

は、砂防設備等の整備を行う。

また、土砂災害警戒区域については、積極的に砂防指定地への指定を県へ働きかける。

(7) ため池等の整備

ため池等の耐震診断を行い、地震による決壊等のおそれがある施設は耐震基準に適合した構造で改修を行う。

また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水想定区域に公共施設や住宅等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）については、優先的に耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作製等により、適切な情報提供を図るものとする。

(8) 漁港・港湾等の整備

津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設の整備を推進する。

4 単独事業等

(1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、地方債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対策事業を実施する。

第3節 都市の防災性の向上

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 マスタープランの策定	都市整備部(都市計画課)、危機管理局(危機管理課)
第2 防災上重要な都市施設の整備	建設部(土木課)、都市整備部(都市計画課、公園緑地課)
第3 建築物の不燃化の促進	都市整備部(都市計画課)
第4 市街地の面的な整備・改善	建設部(河川港湾課)、都市整備部(都市計画課、建築課)

第1 マスタープランの策定

都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第2 防災上重要な都市施設の整備

1 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、緑の基本計画に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、新たな防火地域、準防火地域の指定を検討し、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

2 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- (1) 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- (2) 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。
- (3) (2)に掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」10

第4 市街地の面的な整備・改善

1 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないでの、他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い街の形成を図る。

2 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

第4節 孤立対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 孤立地域の把握	交流共創部(佐久島振興課)、危機管理局(危機管理課)
第2 孤立への備え	交流共創部(佐久島振興課)、危機管理局(危機管理課) 消防本部(消防総務課)

■市民・自主防災組織の役割

- ・孤立時の備えとして、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うこと。

第1 孤立地域の把握

市は、災害発生時に海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある佐久島の災害対策設備等の状況について、あらかじめ把握する。

第2 孤立への備え

1 孤立集落と外部との通信の確保

(1) 機能の確保

市は、既存の通信機器のための非常用電源の確保、停電時の確実な切り替え、保守点検及び非常用電源の燃料の確保を図る。

また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(2) 通信手段の確保

市は、佐久島と本府、支所間等との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。

(3) 市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保する。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保する。

2 物資供給・救助活動体制の整備

(1) 市は、集落が長期にわたって孤立する場合は、医薬品等が不足することが懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討する。

(2) 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保する。また、生地着陸の可能な箇所(田畠、農・林道等)もリストアップする。

(3) 市は、夜間のヘリコプターの離着陸に備えた方法や、一色漁港の耐震強化岸壁を利用した船舶等による輸送方法を検討する。

3 孤立に強い集落づくり

市は、孤立の可能性を考慮して、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び家庭での備蓄の促進を図ることとする。

また、人口に加えて観光客に考慮した避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保する。

4 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、地震発生時の孤立可能性、孤立時の対応、安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、ハザードマップやパンフレット作製などにより、平常時からの広報・啓発に努める。

第5節 液状化対策・土砂災害等の予防

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 土地利用の適正誘導	都市整備部(都市計画課)
第2 液状化対策の推進	危機管理局(危機管理課)、県(建築局)
第3 宅地造成の規制誘導	都市整備部(建築課)
第4 土砂災害の防止	産業部(農振興課)、建設部(河川港湾課)、都市整備部(建築課)、県(西三河建設事務所、西三河農林水産事務所)
第5 被災宅地危険度判定の体制整備	都市整備部(建築課)、県(建設局)

■市民・自主防災組織の役割

- ・ハザードマップ等により地域の土砂災害警戒区域等を把握すること。
- ・土砂災害警戒区域等の警戒方法、安全な避難先の確認、地域の避難情報の伝達体制、避難行動要支援者の支援方法を決定し、住民に周知すること。

第1 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、「土地基本法」(平成元年法律第84号)の基本理念を踏まえ、「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに「都市計画法」(昭和43年法律第100号)を始めとする各種個別法令等に基づく規制により、適正かつ安全な土地利用への誘導を図る。

第2 液状化対策の推進

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施が必要である。

市は、ゆれやすさや液状化危険度を示したハザードマップにより、市民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の実施を促進する。

第3 宅地造成の規制誘導

1 宅地造成工事規制区域

市及び県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれがある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のための必要な規制を行う。

2 造成宅地防災区域

市は、県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるもののが発生のおそれがある一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所のパトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

4 宅地危険箇所の耐震化

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、「建築基準法」第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点では愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 県は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり

ア 土砂災害特別警戒区域

- (ア) 特定の開発行為の制限
- (イ) 建築物の構造規制による安全確保
- (ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- (ア) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (オ) 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- (ア) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ((エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難

を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作製及び周知

市は、地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」4、5、8、9

第5 被災宅地危険度判定の体制整備

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災施設・整備、災害用資機材及び体制の整備	県、総務部(税務課)、危機管理局(危機管理課)、建設部(土木課、農地整備課、河川港湾課)、都市整備部(建築課)、環境部(ごみ減量課)、上下水道部(上下水道経営課、上下水道営業課、水道整備課)、消防本部(消防総務課、指令課、消防署)、防災関係機関
第2 防災担当者の教育訓練の実施	危機管理局(危機管理課)

第1 防災施設・整備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

市は、地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について

徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における市民部の役割について、危機管理局と男女共同参画担当部局である市民部が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により人材の育成を図る。

イ 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

市は、注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、杭木、土のう袋、スコップ、かけや等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の目印標示

市は、防災センター及び津波避難タワーにヘリポート等の目印を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化に努める。

(12) 消防施設・設備の整備促進

市は、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、耐震性貯水槽等の消防水利、通信指令施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層建築物等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信連絡機能の維持対策

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市は、県及び防災関係機関とオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

さらに、市の災害対応業務の省略化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(3) 被災者等への情報伝達

通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

3 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

4 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

5 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならぬ事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(㍑/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、給水車等
4日～10日	20	おおむね250m以内	仮設給水栓(本管付近)
11日～21日	100	おおむね100m以内	仮設給水栓(支管付近)
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、飲料水兼用耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 井戸使用の注意

浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 防災用井戸

生活用水として用いるために設置した防災用井戸の適切な保守管理に努めるとともに、引き続き防災用井戸の整備を図るものとする。

(4) 災害時協力井戸への登録

市は、個人が所有している井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に自主防災会等が生活用水として利用できる体制作りを推進する。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な管理

飲料水兼用耐震性貯水槽による迅速な給水が可能となるよう、平常時から点検等を行うなど、適切な管理に努める。

6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。備蓄に当たっては、ローリングストックの周知に努めるものとする。

※ローリングストック：定期的（1か月に1、2度）に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

8 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、西尾市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとす

る。また、市及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市環境部、ボランティア支援本部を運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

9 罷災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罷災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害調査担当者及び受付等対応者の確保・育成を始め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるほか、資機材の整備並びに受付等会場の調整・確保もあわせて罷災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罷災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2 防災担当者の教育訓練の実施

災害に対処する防災担当者に対し、災害に関する深い知識と防災資機材を使うことのできる知識、技能を習得させるため、教育訓練を実施する。

第7節 避難行動の促進対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	危機管理局(危機管理課)、県(防災安全局)
第2 緊急避難場所及び避難路の指定等	危機管理局(危機管理課)
第3 避難情報に関する判断・伝達マニュアルの見直し等	危機管理局(危機管理課)
第4 避難誘導等に係る計画の策定	危機管理局(危機管理課)、防災上重要な施設の管理者
第5 避難に関する意識啓発	危機管理局(危機管理課)、県(防災安全局)、名古屋地方気象台

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域で一時避難場所と避難路を決定し、地域住民に周知すること。
- ・地域の避難誘導方法、避難行動要支援者の支援方法を決定し、訓練により周知すること。
- ・各避難所の使い方、運営方法や役割分担等を事前に決め、マニュアル・手引き等を作成すること。
- ・各家庭で災害時の行動、避難場所及び連絡先を確認すること。

第1 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化・多様化、不感地域の解消を図る。また、要配慮者利用施設の管理者に対して情報提供を行うなど、連絡体制の確立に努める。

なお、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてもあらかじめ検討しておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものと

する。

第2 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、「災害対策基本法施行令」(昭和37年政令第288号)に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心と考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

自主防災組織は、地域内で一時的に身の安全を確保し、集団を形成するための身近な場所として、あらかじめ一時避難場所を選定し、組織内の会員に周知しておくとともに、避難路の安全性の把握に努めるものとする。

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難路は、相互に交差しないものとする。

- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないとこと。

○資料編 第5「避難関係」1

第3 避難情報に関する判断・伝達マニュアルの見直し等

1 マニュアルの見直し

市は、作成した「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」について、次の事項に基づき、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報を踏まえること。
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。
ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- (5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立ち退き避難を原則とすること。
- (6) 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
- (7) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。

2 判断基準等の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求ることとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において住民が安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、生活必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じての広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を策定し、避難訓練等を実施して関係職員等に周知徹底を図るものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 学校及び教育委員会は、義務教育の児童生徒を集団避難させる場合に備えて、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生並びに給食等の実施方法を定める。
- ウ 病院においては、患者を避難させる場合に備え、移送の方法、他の医療機関又は避難所の確保及び保健・衛生に關し、実施方法を定める。

2 避難所の運営体制の整備

市は、避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、「避難所運営マニュアル」を市職員、自主防災組織等に周知し、避難所運営体制の整備を図る。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第5 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

1 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

2 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。）

ウ 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内の安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難が原則となること。

- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) ハザードマップの作製にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難所の指定・整備等	危機管理局(危機管理課)、健康福祉部(福祉課、長寿課)
第2 要配慮者支援対策	健康福祉部(福祉課、長寿課)、危機管理局(危機管理課)、市民部(地域つながり課)、看護専門学校
第3 帰宅困難者対策	危機管理局(危機管理課)、総合政策部(秘書政策課)

第1 避難所の指定・整備等

1 避難所等の整備

(1) 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症等新興感染症対策を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

2 指定避難所の指定

(1) 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定する。

(2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性・耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

(3) 市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

■一人あたりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

(注)介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行うなど避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(4) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確

保、通信設備の整備等を進めるものとする。

- (5) 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
- (6) 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- (7) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

3 避難所が備えるべき設備の整備

- (1) 指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、地下貯留型災害用トイレ、毛布、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を行っていくものとする。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、指定避難所には、防災倉庫を整備し、資機材の迅速な活用を図るものとする。

なお、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、

コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備

等

- (2) 避難所に災害用トイレ及び防災倉庫を整備し、防災機能の強化を図る。

■ 災害用トイレを整備済みの避難所

一色中部小学校（R1年度完了）	平坂中学校（R3年度完了）
花ノ木小学校（R1年度完了）	室場小学校（R3年度完了）
横須賀小学校（R1年度完了）	福地南部小学校（R3年度完了）
鶴城小学校（R2年度完了）	福地北部小学校（R4年度完了）
中畠小学校（R2年度完了）	寺津小学校（R4年度完了）
矢田小学校（R2年度完了）	西尾小学校（R4年度完了）
幡豆小学校（R3年度完了）	

■ 防災倉庫の整備を予定または整備済みの避難所等

吉良温泉観光組合（R1年度完了）	福地南部小学校（R3年度完了）
アイシン機工株式会社（R1年度完了）	室場小学校（R3年度完了）
一色中部小学校（R1年度完了）	寺津小学校（R4年度完了）
花ノ木小学校（R1年度完了）	西尾小学校（R4年度完了）
津平保育園（R1年度完了）	福地北部小学校（R4年度完了）

吉良カントリークラブ（R1年度完了）	花ノ木保育園（R5年度完了）
横須賀小学校（R1年度完了）	福地北部保育園（R5年度完了）
横須賀保育園（R2年度完了）	中央体育館
矢田小学校（R2年度完了）	鶴城体育館
西野町小学校（R2年度完了）	室場保育園・白ばら園
鶴城丘高等学校（R2年度完了）	見影保育園
横須賀ふれあいセンター（R2年度完了）	西尾幼稚園
中畠小学校（R2年度完了）	平坂小学校
ハツ面小学校（R2年度完了）	総合福祉センター
米津小学校（R2年度完了）	西尾勤労会館
鶴城小学校（R2年度完了）	文化会館
平坂中学校（R3年度完了）	西野町ふれあいセンター
幡豆小学校（R3年度完了）	

(3) 市は、避難所に指定された公共施設の改修等を行う際には、防災機能の向上に努めるとともに、長期避難者への対応や避難生活における利便性を考慮するものとする。また、公共施設再配置計画においても防災力の減少を招くことのないよう努め、防災施設を集約することによる効率化を図るものとする。

4 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

5 避難所の運営体制の整備

- (1) 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れ方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から危機管理局と健康福祉部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

6 福祉避難所

市は、障害者等の専門的な救援措置を必要とする要配慮者の避難所として福祉避難所を指定

する。必要に応じ、県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。また、民間福祉施設と協定を結ぶなど、障害の種類、程度に応じた施設の指定に努める。

7 車中避難用スペースの確保

余震への恐怖やプライバシーの確保等により、避難所外で生活する避難者のため、避難所周辺における車中避難用スペースの確保に努める。

第2 要配慮者支援対策

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア団体等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料等生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※なお、地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2章第10節津波等予防対策参照のこと。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システム等を検討し、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア団体、国、他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教

育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

また、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。また、名簿作成の際は、避難行動要支援者本人へ平常時から避難支援等関係者に情報提供することについて説明、意思確認を行う。

名簿を基に避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を作成し、避難支援等関係者に情報を提供することに努める。ただし、避難行動要支援者等の同意が得られない場合はこの限りでない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

市は、避難行動要支援者の避難対象について、災害対策基本法及び、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）及び、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（愛知県）に基づき「西尾市避難行動要支援者支援マニュアル」を作成し、避難行動要支援者の所在把握や避難支援を実施する。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(2) 避難支援等関係者となる者

ア 避難行動要支援者による事前合意の下に、名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者

(ア) 自主防災組織又は町内会

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 警察、消防

(エ) その他市が名簿の提供を必要と認めた者

イ 災害発生時に、名簿情報の提供を受けて、安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

(3) 名簿に掲載するものの範囲

在宅で生活し、次のいずれかに該当する者

ア 75歳以上の人暮らしの高齢者（市が実施する高齢者調査の登録者）

イ 要介護認定3以上の者

ウ 身体障害1～2級の者

エ 知的障害A判定の者

オ 精神障害1級の者

カ 難病患者

キ その他支援を必要としている者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は次の事項とし、市は、関係部署等が保有している要介護 高齢者や障害者、外国人等の情報を入手する。また、県その他の関係者の協力を得て、必要な情報を入手する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所

オ 電話番号

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他必要と認められる事項

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(6) 個別避難計画の作成

名簿作成に必要な情報に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成する。

(7) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に登載される要支援者は、名簿と同様に転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。また、平常時から情報を避難支援等関係者に提供するように努める。

(8) 情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難支援等関係者に対し、個人情報の保護に十分配慮し、名簿及び個別避難計画記載の情報を適切に管理する旨の説明を行い、漏洩防止を図る。

(9) 名簿情報の適切な管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援を行う自主防災組織、地域支援者やその家族の安全確保のため、地域の実情に応じて避難支援を行えるよう配慮する。場合によっては支援者が避難支援を行うことができない場合があることを、避難行動要支援者へ理解してもらうよう努める。

(11) 避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(12) 個別避難計画と地区防災計画の整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者とでは、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 市からのお知らせを多言語で継続的に発信する西尾市地域つながり課公式 Facebook ページ「にしおし からの おしらせ -西尾市地域つながり課-」により、災害時においても避難情報を始めとする災害関連情報を提供できるよう備える。
- (6) 西尾市災害多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置に備え、平時から市内外の外国人に関わる関係団体との連携を図るとともに、防災訓練など必要な事業を実施し、災害時に協力体制を確保できるような体制を整備する。

5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設等の公表

市は、津波災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設名称及び所在地について住民に公表し、周知を図る。

6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、津波浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示

に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

第3 帰宅困難者対策

1 市における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

事業所等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9節 火災予防・危険性物質の防災対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 火災予防対策に関する指導	消防本部(予防課、消防署)
第2 消防力の整備強化	消防本部(消防総務課)
第3 危険物施設防災計画	消防本部(予防課、消防署)
第4 高圧ガス貯蔵所防災計画	県(防災安全局)、消防本部(予防課、消防署)
第5 毒物劇物取扱施設防災計画	県(保健医療局)、消防本部(予防課、消防署)

■市民・自主防災組織の役割

- ・各家庭で住宅用火災警報器、消火器等を設置すること。
- ・地域で初期消火訓練を行うこと。

第1 火災予防対策に関する指導

1 火災予防の徹底

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、女性消防クラブなど各種団体と協力して、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及を図るとともに、取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は「消防法」に規定する防火対象物については防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱い規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、「消防法」に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、防火対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 危険物等の保安確保の指導

市は、「消防法」の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要な都度、「消防法」の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市は、「西尾市火災予防条例」(昭和49年西尾市条例第6号)に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(5) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

のとする。

2 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう「消防法」第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第2 消防力の整備強化

1 消防力の整備強化

市は、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を図るとともに、消防団については、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)に基づき、団員の確保、消防団活動資機材の充実など、消防団の活性化を推進するものとする。

2 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設等の整備に努めるとともに年次計画を立てて、その強化を図るものとする。

特に、地震災害時の有効な消防水利として、耐震性貯水槽の整備を進めるものとする。

第3 危険物施設防災計画

1 市による保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者の措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、「消防法」第12条及び第14条の3の2等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kℓ以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、「消防法」第14条の2の予防規程の内容を常に見直し、操業実態にあったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定締結の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4 高圧ガス貯蔵所防災計画

高压ガス事業者等は、「高压ガス保安法」（昭和26年法律第204号）等に基づく法的基準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備、充実に努める。

第5 毒物劇物取扱施設防災計画

「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）に基づき安全性を確保するため、関係機関において立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

第10節 津波等予防対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 津波危険地域の指定等	危機管理局(危機管理課)
第2 津波防災体制の充実	危機管理局(危機管理課)
第3 津波防災知識の普及	危機管理局(危機管理課)
第4 津波等防災事業の推進	危機管理局(危機管理課)、建設部(農地整備課、河川港湾課)、上下水道部(下水道整備課)、県(西三河建設事務所、幡豆農地整備出張所)
第5 地盤沈下の防止	県(環境局)

■市民・自主防災組織の役割

- ・津波ハザードマップ等により地域の浸水危険区域を把握すること。
- ・避難路及び避難場所(高台や3階以上の堅牢な建物)を確認すること。
- ・地域の避難誘導方法、要配慮者の支援方法を決定し、訓練により周知すること。

第1 津波危険地域の指定等

1 津波危険地域の指定

市は、東海地震及び東南海・南海地震の津波被害予測調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定する。

また、県の被害想定に基づく津波浸水予測区域で、近隣に津波一時待避所等がない地域を「特定避難困難地域」としての指定を検討する。

2 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定した。(平成26年11月26日公表)

また、「同法」第53条第1項及び第2項に基づき、西尾市について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行った。(令和元年7月30日指定)

○資料編 第5「避難関係」2

第2 津波防災体制の充実

1 市における措置

- (1) 市は、想定される津波に対して、あらかじめ計画を策定する。
- (2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、防災行政無線や広報車に加え、携帯端末を活用した緊急速報メール等、複数の手段を用いて、一般住民に対して避難情報の伝達方法についてあらかじめ検討しておくも

のとする。特に、要配慮者に対しては、分かりやすい言葉を用いる等、円滑な避難のための立ち退きができるよう、情報伝達方法にも配慮する。

- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整える。
- (4) 消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。
- (5) 市は、県の行った津波浸水予測等に基づき浸水区域等や避難場所等を示した津波ハザードマップの周知に努める。また、校区単位での被害想定等を示した防災カルテについても同様に周知に努めるものとする。
- (6) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (7) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地域を指定し、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すとともに統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置し、日頃から周知する。また、耐震性を有する高層建物や民間建物など津波一時待避所の指定を進める。
- (8) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
- (9) 津波避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高潮は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (10) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、津波避難計画に基づく訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難所の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

3 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 市は次の事項を地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

- ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項
- イ 津波災害警戒区域内にある社会福祉施設や学校、医療施設その他特に防災上の配慮をする者が利用する施設で市町村地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (2) 地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市に報告する。
- (3) 市長は、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3 津波防災知識の普及

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

また、外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

1 一般向け

(1) 避難行動に関する知識

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- イ 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ウ 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- エ 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- カ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- キ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

(2) 津波の特性に関する知識

- ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- イ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- イ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

2 船舶向け

- (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(水深の深い広い海域)退避する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報及び注意報解除まで気をゆるめない。

※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第4 津波等防災事業の推進

1 市における措置

- (1) 津波等の被災による浸水並びに堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指す。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような津波一時待避所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、既存の建物で津波一時待避所として活用できる施設がない地区については、津波避難施設を整備する。

■令和4年度までに津波避難施設を整備した地区

吉田地区、大島地区、千間地区、生田地区

■令和6年度に津波避難施設の整備を予定する地区

奥田地区、治明地区

■令和7年度に津波避難施設の整備を予定する地区

小栗地区、藤江地区

■令和8年度に津波避難施設の整備を予定する地区

生田西地区、荻西地区

■令和4年度までにフェンス等の設置を実施した地区

宇野津地区

■令和6年度以降でフェンス等の設置を予定する地区

離島地区

- (3) 公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸こう等の必要な施設整備の方針・計画

(ウ) 水門や陸こう等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

イ 漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、一色漁港については漁港の業務継続計画が策定されている。

ウ 荷揚場等の整備

河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。

(2) 海岸

ア 本市の保有する海岸は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に、同級の高潮に耐える堤防が既成しているが、その後、地盤沈下及び老朽化により施設の機能低下を来している箇所については、津波等により浸水することを防ぐため、かさ上げ、補強、補修等を県等関係機関に要請し促進する。

イ 水門、閘門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。

(3) 河川

ア 本市の管理する河川は、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の維持水位を低下させるための河川改修を計画的に推進する。排水施設については、地震に対してその機能が保持できるよう整備を図る。

また、国、県管理の河川についても、地震時にその機能が維持できるように、国、県等に要請し促進する。

イ 河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

ウ 河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

第5 地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じるおそれがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下防止対策を実施する。

1 調査・観測の継続実施

県は、地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。

2 地盤沈下防止対策等の実施

県は、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)により指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)に基づき、地下水の揚水の規制指導を行う。また、国において策定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下防止等対策を推進し、地盤沈下の防止を図り、海岸、河川等の防災対策に資する。

第11節 広域応援・受援体制の整備

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 広域応援・受援体制の整備	危機管理局(危機管理課)
第2 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	危機管理局(危機管理課)、消防本部(消防総務課、指令課、消防署)
第3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課) 交流共創部(観光文化振興課)
第4 防災活動拠点の確保等	危機管理局(危機管理課)、産業部(商工振興課) 交流共創部(観光文化振興課)

第1 広域応援・受援体制の整備

1 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、「災害対策基本法」第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市は、「災害対策基本法」第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

3 受援体制の整備

(1) 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。そ

の際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国及び県が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

市は、市及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定め、受援体制の確立に努めるものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(3) 訓練、検証等

広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第2 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を県に要請するために、受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本市への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の物資集積拠点（地域内輸送拠点）について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国（国土交通省）は、「道の駅にしお岡ノ山」及び「愛知こどもの国」を地域の防災活動拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12節 防災訓練及び防災意識の向上

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災訓練の実施	危機管理局(危機管理課)、建設部(河川港湾課)
第2 防災のための意識啓発・広報	危機管理局(危機管理課)
第3 防災のための教育	危機管理局(危機管理課)、子ども部(保育課)、教育委員会事務局(学校教育課、生涯学習課)、県(教育委員会)

■市民・自主防災組織の役割

- ・総合防災訓練、自主防災訓練に参加し、災害時の行動を習熟すること。
- ・地域の自主防災訓練を主催し、地域住民の参加を呼びかけること。

第1 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の参加を得て、地震災害に備えた防災訓練を実施する。

訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容になるよう努め、次のとおり実施する。

(1) 南海トラフ地震等の大規模地震を想定した津波対応型訓練

地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

(2) 応援協定に基づく訓練

災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(3) 大規模地震を想定した啓発型訓練

地震から身を守る行動を一斉に実施するシェイクアウト訓練等を通して、避難行動、日頃からの備蓄など防災活動の必要性を再認識し、学校、自宅、事業所等での防災対策を確認するきっかけとなるよう、啓発型の訓練を実施する。

2 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

3 津波防災訓練

南海トラフ地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸こう等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて津波防災訓練を次のとおり実施

する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

- (1) 津波警報等の情報伝達訓練
- (2) 津波避難訓練
- (3) 水門、陸こう等の操作訓練

4 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- イ 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)
- ウ 動員(消防団、居住者、ボランティア)
- エ 輸送(資機材、人員)
- オ 工法(水防工法)
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難(避難情報の放送・伝達、居住者の避難)

5 職員の訓練

(1) 通信・動員訓練

市は、地震災害時における職員の参集に関して、職員緊急通報システムを活用した職員通信訓練及び動員訓練を適宜実施する。

(2) 図上訓練

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び各地区対策班において応急対策活動に従事する要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

6 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

7 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を

呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

8 訓練の検証

市は、訓練後には訓練結果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映されるよう努めるものとする。

第2 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識
- (5) 警報等や避難情報の意味と内容
- (6) 正確な情報の入手
- (7) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (8) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (9) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (10) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）
- (13) 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (14) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (16) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (17) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (18) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (19) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

2 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教

育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

広報の重点事項は、次のとおりである。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生の心得に関する事項
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

3 自動車運転者に対する広報

市は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

4 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

6 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、平常時から、広報紙等を通じて予防、応急措置、避難等防災に関する情報を提供し、地震災害についての市民の知識向上に努める。また、報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

7 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 防災のための教育

1 学校等における地震防災教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、児童生徒等に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(イ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員に対する地震教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 地震が発生した場合、又は緊急地震速報の情報を認知した場合にとるべき行動に関する知識
- (7) 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (8) 今後、地震対策として取り組むべき必要のある課題

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第13節 震災に関する調査研究の推進

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 震災に関する調査研究の推進	危機管理局(危機管理課)、建設部(農地整備課) 都市整備部(都市計画課)

第1 震災に関する調査研究の推進

1 地震に関する調査研究

市は、県等の実施した基礎的調査、過去の地震及び地震予知の調査、地震被害想定に関する調査について資料を収集し、本市への影響等について把握する。

2 災害防止・都市の防災化に関する調査

市は、被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、(1)大震火災対策、(2)避難場所及び避難路、(3)自主防災組織等について重点的に実施することとする。

3 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し記録する地籍調査の推進を図る。

4 西三河防災減災連携研究会

市は震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を実施する。調査研究にあたっては、西三河地区の9市1町の自治体からなる西三河防災減災連携研究会との連携、また、名古屋大学減災連携研究センターの協力を得ながら行う。

第3章 災害応急対策

第1節 活動態勢（組織の動員配備）

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 災害対策本部の設置・運営	危機管理局（危機管理班）、市民部（各地区対策班）
第2 職員の動員・配備	危機管理局（危機管理班）
第3 非常配備体制下の活動	各部（各班）
第4 職員の派遣要請	危機管理局（危機管理班）
第5 災害救助法の適用	危機管理局（危機管理班）

第1 災害対策本部の設置・運営

市は、「災害対策基本法」第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

1 災害対策本部の設置・廃止

災害対策本部は次の区分により設置し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めた時に廃止する。

■災害対策本部設置基準

- (1) 本市で震度4以上の揺れを観測したとき。
- (2) 「伊勢・三河湾」に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (4) 東海地震に関する調査情報（臨時）等が発表されたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

2 設置場所

(1) 災害対策本部

災害対策本部は原則として、西尾市役所本庁舎に設置する。

(2) 地区対策班

災害対策本部を設置した場合は、各地区の活動拠点として各支所に地区対策班を設置する。支所が被災した場合は、一色地区対策班は消防署一色分署に、吉良地区対策班はきら市民交流センターに、幡豆地区対策班は幡豆いきいきセンターにそれぞれ設置する。

※津波警報又は大津波警報発表時、一色及び吉良地区対策班は、津波浸水想定区域となるため設置しない。

■本部の設置場所

- ・本部員会議室：防災会議室(21会議室)、事務局：危機管理課執務室、防災通信室
- ・各班の作業スペース：22会議室、多目的室

(3) 本部設置又は廃止の県等への報告

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、ライフライン機関等の関係機関に通報するものとする。

3 本部の組織・運営

(1) 組織・運営

災害対策本部の組織・運営は「災害対策基本法」、「西尾市災害対策本部条例」（昭和37年西尾市条例第31号）及び「西尾市災害対策本部要綱」に定めるところによる。

また、本市に「災害救助法」が適用された場合は、知事の委任を受けて、「災害救助法」に基づく救助事務を執行するものとする。

(2) 指揮権限の委譲

市長不在の場合は、以下の順に、本部の指揮権限を委譲する。

- ア 副市長
- イ 教育長
- ウ 危機管理局長
- エ 消防長

※以降の順番は西尾市災害対策本部要綱別表第3のとおり

(3) 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- ア 市内の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- エ 公用令書による公用負担に関する事項
- オ その他災害対策上重要な事項

(4) 連絡要員の派遣

災害対策における調整の必要がある場合は、県、自衛隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関に連絡要員の派遣を要請する。

○資料編 第9「条例・要綱等」3、4、5、6、7

■災害対策本部分掌事務

部（部長）	班（班長）	分掌事務
総合政策部 (総合政策 部長)	秘書政策班 (秘書政策課長)	<p>本部長・副本部長の秘書に関すること。</p> <p>市長会等を通じて国会・中央官庁等に対する要望等災害関係資料の取りまとめ及び陳情に関すること。</p> <p>災害見舞の応接に関すること。</p> <p>慶弔事務に関すること。</p> <p>視察への対応に関すること。</p> <p>防災功労者に対する褒賞及び表彰に関すること。</p> <p>滞留者に関すること。</p> <p>復興計画の策定と、策定に係る企画及び総合調整に関すること。</p>
	広報広聴班 (広報広聴課長)	<p>災害取材及び記録写真に関すること。</p> <p>①災害取材及び災害記録写真撮影に関すること。</p> <p>②災害取材記録・災害記録写真の整理及び提供に関すること。</p> <p>各報道機関及び市民に対する災害対策の発表及び情報の提供に関すること。</p> <p>広報車による住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。</p> <p>災害広報に関すること。</p> <p>相談窓口の設置に関すること。</p>
	人事班 (人事課長)	<p>非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。</p> <p>職員及び家族の安否確認に関すること。</p> <p>職員の配置調整に関すること。</p> <p>職員の安全衛生、給食等に関すること。</p> <p>他自治体等からの応援職員の受け入れに関すること。</p> <p>職員の任用、服務、解雇、賞罰及び身分に関すること。</p> <p>職員の給与等に関すること。</p> <p>市町村職員共済組合に関すること。</p>
	情報政策班 (情報政策課長)	<p>データファイルの管理、データの保護及びシステム等の復旧に関すること。（詳細は以下のとおり）</p> <p>①情報系システム（インターネット通信関連）</p> <p>②住基・税オンラインシステム</p> <p>③統合型GIS</p> <p>④情報系システム（グループウェア・共有フォルダ）</p> <p>⑤本庁舎と一色・吉良・幡豆支所とのネットワーク</p> <p>⑥本庁舎と外部施設とのネットワーク</p> <p>⑦財務会計システム</p> <p>⑧上記以外のシステム</p>
総務部 (総務部 長)	総務班 (総務課長)	<p>来庁者の安全確保に関すること。</p> <p>庁舎及び附属建物の機能維持に関すること。</p> <p>電話及び臨時電話に関すること。</p> <p>自衛隊派遣部隊の受け入れの協力に関すること。</p> <p>備蓄品の管理及び配分の総括に関すること。</p> <p>公用令書の発行に関すること。</p> <p>公告式に関すること。</p> <p>文書及び物品の收受及び発送に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>漂流物に関すること。</p>
		<p>燃料の調達に関すること。</p> <p>災害対応に必要な経費の確保に関すること。</p> <p>災害時における財政運営に関すること。</p> <p>災害復旧工事等における契約事務に関すること。</p>
	税務班 (税務課長)	<p>災害に係る住家の被害認定に関すること。</p> <p>罹災証明に関すること。</p> <p>市税の納期限延長及び減免措置に関すること。</p> <p>市税の減収・減免資料の収集に関すること。</p>
	収納班 (収納課長)	<p>税務班の応援に関すること。</p> <p>災害に係る市税等の滞納金の徴収猶予に関すること。</p>
資産経営局 (資産経営局長)	資産経営班 (資産経営課長)	<p>避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。</p> <p>公共建築物が被害を受けた場合の復旧に係る情報収集及び相談に関すること。</p> <p>市有自動車の配車に関すること。</p> <p>車両の調達に関すること。</p> <p>市有財産関係施設の被害調査の取りまとめに関すること。</p>

部（部長）	班（班長）	分掌事務
危機管理局 (危機管理局長)	危機管理班 (危機管理課長)	災害対策本部の設置及び運営に関すること。 地震、気象情報等の受理伝達に関すること。 避難勧告等の発令に関すること。 避難所の開設指示及び収容人数の調整に関すること。 災害情報及び被害状況の収集に関すること。 県等への被害報告及び連絡調整に関すること。 防災行政無線の統制に関すること。 災害救助法の事務に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること。 協定団体への要請に関すること。 避難場所、避難所及び避難者の総括に関すること。 県への要請及び受け入れの総括に関すること。
		警察署との連絡調整に関すること。 危機管理班の応援に関すること。 緊急通行車両の確保と手配に関すること。 被災地及び避難場所・避難所の防犯に関すること。
		避難所の開設に関すること。 被害状況及び避難状況等の情報収集・伝達に関すること。 福祉避難所に移送すべき要配慮者の把握及び移送に関すること。 発災後の余震等への対応に関すること。 傷病者の対応に関すること。 備蓄食料の取出し及び配布に関すること 避難場所・避難所における必要物資の取りまとめ及び要請、受け入れ並びに配分に関すること。 避難場所・避難所における給水に関すること。
健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班 (福祉課長)	福祉関係施設への警戒・災害情報伝達並びに連絡調整に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 西尾市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 避難行動要支援者（障害者）の情報提供に関すること。 福祉避難所の開設と連絡調整に関すること。 赤十字救援物資等の受領及び配分に関すること。 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。 西尾市赤十字奉仕団に関すること。 被災者生活再建支援に関すること。 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること。 罹災者に対する生活保護に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 各種障害者（児）手当に関すること。
		高齢者施設への警戒・災害情報伝達並びに連絡調整に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 介護老人福祉施設等との連絡に関すること。 避難行動要支援者（高齢者・要介護認定者）の情報提供に関すること。 福祉避難所の開設と連絡調整に関すること。
		保健班の協力に関すること。 国民健康保険被保険者証並びに後期高齢者医療被保険者証再交付に関すること。 福祉医療受給者の資格の問合せに関すること。 災害に係る国民健康保険税の納期限延長及び減免措置に関すること。 災害に係る国民年金保険料の免除の受付に関すること。 災害に係る後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免の受付に関すること。 養育医療の給付に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉 部長)	健康班 (健康課長) 他課に属する保健師 を含む	医療救護所に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 保健所との連絡に関すること。 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 防疫に関すること。 被災者の健康管理に関すること。 佐久島診療所の管理及び運営に関すること。 母子健康手帳の交付に関すること。 予防接種に関すること。 母子保健に関すること。
	看護専門学校班 (看護専門学校副学 校長)	学生の安全確保に関すること。 看護専門学校施設の機能維持に関すること。 看護専門学校で開設・運営される福祉避難所に関すること。 健康班及び市民病院の協力に関すること。 学校の管理・運営に関すること。
子ども部 (子ども部 長)	子育て支援班 (子育て支援課長)	所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
	保育班 (保育課長)	所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。 園児及び所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 避難所等での臨時保育に関すること。 園の管理・運営に関すること。
	家庭児童支援班 (家庭児童支援課長)	所管施設への警戒・災害情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。
市民部 (市民部 長)	地域つながり班 (地域つながり課長)	所管施設利用者の安全確保に関すること。 公共交通対策に関すること。 ①交通事業者の被害状況に関すること。 ②交通事業者の復旧情報をに関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 ボランティア支援本部に関すること。 ①ボランティア支援本部開設のための情報収集と連絡調整に関すること。 ②ボランティア支援本部の開設・運営に関すること。 ③ボランティア地区支援センター開設のための情報収集と検討に関すること。 ④ボランティア地区支援センターの開設・運営に関すること。 災害多言語支援センターに関すること。 ①災害多言語支援センター開設のための情報収集に関すること。 ②災害多言語支援センターの開設・運営に関すること。 ③多言語地区支援センター開設のための情報収集と検討に関すること。 ④多言語地区支援センターの開設・運営に関すること。 町内会、市民団体、NPO団体等との連絡調整に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
市民部 (市民部 長)	一色地区対策班 (一色支所長)	来客者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 支所の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 佐久島振興班との連絡に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
	吉良地区対策班 (吉良支所長)	来庁者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 庁舎の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
	幡豆地区対策班 (幡豆支所長)	来庁者の安全確保に関すること。 地区対策班の設置及び運営に関すること。 非常配備員の出勤状況の取りまとめに関すること。 被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 防災行政無線等の運用に関すること。 住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 庁舎の機能維持及び市有車両の運用に関すること。 避難場所、避難所の連絡・調整に関すること。 戸籍の届出（埋火葬許可証の発行を含む。）の受付に関すること。 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
	市民班 (市民課長)	住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。 所管施設の機能維持に関すること。 遺体の処理・埋火葬に関すること。 戸籍の届出の受付に関すること。 戸籍システムに関すること。 災害相談窓口の設置に関すること。 在留関連事務に関すること。

部(部長)	班(班長)	分掌事務
交流共創部 (交流共創部長)	観光文化振興班 (観光文化振興課長)	観光施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。 所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 物資の受領・配分及び輸送に関し商工振興班の協力に関すること。 関係団体への被害調査報告の受理に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
		所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
		佐久島の施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 渡船施設及び乗客等への警戒・避難情報伝達に関すること。 佐久島における島民及び滞留者に関すること。 ①島民及び滞留者への避難指示、誘導及び情報把握に関すること。 ②滞留者の帰宅支援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 船舶・渡船施設等の被害調査及び復旧に関すること。 ①船舶、渡船施設、航路の被害調査に関すること。 ②船舶、渡船施設の復旧に関すること。 渡船の臨時運航に関すること。 渡船の定期運航の再開に関すること。
産業部 (産業部長)	商工振興班 (商工振興課長)	勤労会館への警戒・避難情報伝達に関すること。 勤労会館の被害調査及び復旧に関すること。 ①勤労会館の被害調査に関すること。 ②勤労会館の復旧に関すること。 その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①その他所管施設の被害調査に関すること。 ②その他所管施設の復旧に関すること。 物資集積拠点の運営に関すること。 ①協定締結先からの物資の受領・配分及び輸送に関すること。 ②救援物資(PUSH型)の受領・配分及び輸送に関すること。 土地開発公社の開発用地(保有中)の被害調査及び復旧に関すること。 ①土地開発公社の開発用地(保有中)の被害調査に関すること。 ②土地開発公社の開発用地(保有中)の復旧に関すること。 商工業関係の被害調査に関すること。
		物資の調達に関すること。 家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。 死亡獣畜及び水産関係廃棄物の取扱いに関すること。 農林水産関係の被害調査に関すること。 病害虫異常発生の防除に関すること。 農林漁業者の経営復旧に関すること。

部（部長）	班（班長）	分掌事務
環境部 (環境部長)	環境保全班 (環境保全課長)	<p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>環境汚染の防止に関すること。</p> <p>公害の処理に関すること。</p> <p>放浪動物及びペットに関すること。</p> <p>狂犬病予防法に関すること。</p>
	ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<p>災害廃棄物対策室の設置に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>ごみ・し尿等廃棄物の収集に関すること。</p> <p>①委託業者の被害状況把握に関すること。</p> <p>②支援要請と受入れの連絡調整（各班）に関すること。</p> <p>③住民等への広報に関すること。</p> <p>④一次集積所、臨時ステーション選定作業に関すること。</p> <p>⑤二次仮置場の選定作業に関すること。</p> <p>仮設トイレの設置に関すること。</p> <p>ごみ、がれき、し尿の発生量推計に関すること。</p> <p>災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。</p>
	環境業務班 (環境業務課長)	<p>所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>職員・委託業者参集可能人員及び安否確認に関すること。</p> <p>ごみ・し尿施設の非常停止に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>ごみ・し尿等の廃棄物の非常処理に関すること。</p>
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	<p>土木工作班の編成に関すること。</p> <p>土木資機材等の準備に関すること。</p> <p>建設業者等への情報伝達及び協力要請に関すること。</p> <p>市道の通行の禁止又は制限に関すること。</p> <p>道路・橋梁・トンネル等の点検及び応急復旧に関すること。</p> <p>①道路・橋梁・トンネル等の点検に関すること。</p> <p>②道路・橋梁・トンネル等の応急復旧に関すること。（簡易な案件）</p> <p>道路等の障害物の除去に関すること。</p> <p>その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①その他所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②その他所管施設の復旧に関すること。（簡易な案件）</p>
	農地整備班 (農地整備課長)	<p>編成に関すること。</p> <p>関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>ため池の緊急点検及び復旧に関すること。</p> <p>①ため池の緊急点検に関すること。</p> <p>②ため池の復旧に関すること。</p> <p>その他所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①その他所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②その他所管施設の復旧に関すること。</p>
	河川港湾班 (河川港湾課長)	<p>班編成に関すること。</p> <p>陸こう・樋門管理に関すること。</p> <p>①陸こう・樋門管理点検及び被害調査に関すること。</p> <p>②陸こう・樋門管理の応急復旧工事に関すること。</p> <p>災害情報の収集（土砂災害）及び愛知県との調整に関すること。</p> <p>河川、海岸、漁港の点検及び応急復旧に関すること。</p> <p>①河川、海岸、漁港の応急復旧工事に関すること。</p> <p>②河川、海岸、漁港の点検及び被害調査に関すること。</p> <p>③河川、海岸、漁港の応急復旧資材の調達に関すること。</p> <p>所管施設の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>①所管施設の被害調査に関すること。</p> <p>②所管施設の復旧に関すること。</p> <p>河川・漁港等の障害物及び散乱物の除去に関すること。</p>

部（部長）	班（班長）	分掌事務					
都市整備部 (都市整備部長)	都市計画班 (都市計画課長)	震災復興都市計画に関すること。 建設部の応援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。					
	公園緑地班 (公園緑地課長)	建設部の応援に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 公園施設の活用に関すること。					
		建築班 (建築課長)	被災建築物の応急危険度判定に関すること。 建築基準法第84条の規定による被災市街地の建築制限に関する地域指定に関するこ と。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①施工中工事現場における安全確認 ②所管施設の被害調査に関すること。 ③所管施設の復旧に関すること。 応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 ①応急仮設住宅建設用地の選定、状況調査、要望確認に関すること。 ②応急仮設住宅の業務調整に関すること。 ③応急仮設住宅入居希望調査に関すること。 被災宅地危険度判定に関すること。 被災住宅・建築物の応急補強対策等の相談に関すること。 住宅金融支援機構の特別融資に関すること。				
			上下水道部 (上下水道部長)	上下水道経営班 (上下水道経営課長)	水道庁舎及び附属建物の機能維持に関すること。 佐久島地区の上水道に関すること。 部内他班の応援に関すること。		
				上下水道営業班 (上下水道営業課長)	応急給水に関すること。 給水車等の確保に関すること。 水道整備班及び下水道整備班の応援に関すること。		
	水道整備班 (水道整備課長)				水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 集中監視制御設備の運転及び維持管理に関すること。 水道施設及びこれに附属する施設の維持管理に関すること。 無線局に関すること。		
					下水道整備班 (下水道整備課長)	調査班の編成に関すること。 民間企業等との連絡調整に関すること。 所管施設の被害調査（一次）に関すること。 所管施設の応急処置に関すること。 所管施設の被害調査（二次）に関すること。 所管施設の機能回復及び被害調査（三次）に関すること。	
						病院事務部 (事務部長)	病院診療部 (診療部長) 看護部 (看護部長)
				管理・医事班 (管理課長) (医事課長)			病院職員の出勤状況の取りまとめに関すること。 収容者の受付に関すること。 病院施設の機能維持に関すること。 救護医薬品・衛生材料等の調達に関すること。
	教育委員会 部 (教育部長)						教育庶務班 (教育庶務課長)
学校教育班 (学校教育課長)					学校等への警戒・避難情報伝達に関すること。 児童・生徒の被災状況の調査に関すること。 児童・生徒の安全確保に関すること。 教科書・学用品に関すること。 学校の管理・運営に関すること。		

部（部長）	班（班長）	分掌事務
教育委員会 部 (教育部長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。 公民館の管理・運営に関すること。
		所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。 文化財の保護及び被害状況の調査に関すること。 市史編さんに関すること。
		所管施設への警戒・避難情報伝達に関すること。 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 所管施設の活用への協力に関すること。
	消防総務班 (消防総務課長)	消防団に関すること。 防災関係機関との連絡調整に関すること。 消防の広域応援要請及び受入れに関すること。 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ①所管施設の被害調査に関すること。 ②所管施設の復旧に関すること。 備蓄資機材等の調達・供給に関すること。 消防車両等の燃料及び職員の食料、寝具等の調達に関すること。 緊急消防援助隊の受入れに関すること。
		消防の災害活動状況の把握に関すること。 消防車両による住民等への警戒・災害情報伝達に関すること。 危険物等の規制と支援に関すること。 危険物施設の安全確認及び許認可事務に関すること。 液化石油ガスの届出受付事務に関すること。
		通信施設の運用、通信手段の確保及び各種情報の受領と伝達に関すること。 通報の受付、出動指令等に関すること。 消防職員の募集及び参集状況の把握に関すること。 気象情報、災害情報及び火災警報に関すること。 消防活動における情報の収集・伝達・記録に関すること。 消防部指揮本部の設置及び指揮命令系統に関すること。 活動部隊の編成・運用に関すること。 活動隊への情報提供及び安全管理に関すること。 火災の原因及び損害の調査に関すること。
消防部 (消防長)	指令班 (指令課長)	避難のための立ち退きの勧告・指示及び誘導に関すること。 消防活動（火災・救急・救助等）の実施に関すること。 北・東出張所の活動に関すること。 各分署の活動に関すること ①西分署の活動に関すること ②一色分署（佐久島分遣所を含む）の活動に関すること ③吉良分署の活動に関すること ④幡豆分署の活動に関すること
	消防署班 (消防署長、各分署 長)	

部（部長）	班（班長）	分掌事務
協力部 (議会事務 局長)	会計班 (会計管理者)	避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 市民からの問い合わせの対応に関すること。 応急救助に要する経費の経理に関すること。 義援金の受付、収納及び支払いに関すること。 災害対応に必要な経費の支払いに関すること。 現金及び財産の記録管理に関すること。 支出負担行為の確認に関すること。
	議会事務局班 (議事課長)	正副議長、各議員とその家族の安否確認に関すること。 正副議長、各議員からの情報収集に関すること。 正副議長、各議員への情報提供に関すること。 避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 議長及び議員の災害視察に関すること。 災害関係議会資料の作成に関すること。 議会の運営に関すること。 災害視察者の受け入れに関すること。
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	避難場所、避難所及び他部の協力に関すること。 市民からの問い合わせの対応に関すること。

第2 職員の動員・配備

1 配備体制

市は、次の基準により非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

■配備基準

体制	指令又は解除の基準	動員内容
非常配備準備	<p>指令</p> <p>(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	別記様式（非常配備編成表）のとおり
第1非常配備	<p>指令</p> <p>(1) 本市で震度4以上の揺れを観測したとき。 (2) 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。 (4) 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき。 (5) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	
第2非常配備	<p>指令</p> <p>(1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (3) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生したとき。 (4) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。</p> <p>解除</p> <p>(1) 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき又は被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	

第 3 非 常 配 備	指令
	(1) 本市で震度5弱以上の揺れを観測したとき。 (2) 「伊勢・三河湾」に津波警報・大津波警報が発表されたとき。 (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、必要により市長が当該配備を指令したとき。 (4) 東海地震予知情報・警戒宣言が発表されたとき。（地震灾害警戒本部を設置） (5) 大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 (6) その他必要により市長が当該配備を指令したとき。
解除	(1) 災害が発生するおそれが解消したときで、被害の程度が軽微であるとき。 (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

非常配備編成表

部局	班	動員内容			
		非常配備準備	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
		人数	人数	人数	改正案(人数)
総合政策部	秘書政策班				3
	広報広聴班				2
	人事班				3
	情報政策班				2
総務部	総務班		1		2
	財政班				2
	税務班				
	収納班				
資産経営局	資産経営班				
危機管理局	危機管理班	3	7	10	
	交通対策班		1		3
	避難所配置職員		※1	※1	
	福祉班		1		4
健康福祉部	長寿班				5
	保険年金班				3
	健康班				3
	看護専門学校班				4
子ども部	子育て支援班		1		3
	保育班				4
	家庭児童支援班				2
市民部	地域つながり班		1		1
	一色地区対策班		2		2
	吉良地区対策班		2		4
	幡豆地区対策班		2		3
	市民班				3
交流共創部	観光文化振興班		1		3
	スポーツ振興班		1		3
	佐久島振興班				2
産業部	商工振興班		1		3
	農水振興班				4
	環境保全班				3
環境部	ごみ減量班				3
	環境業務班				5
	土木班		4		7
建設部	農地整備班		3		7
	河川港湾班	1	3		5
	都市計画班		1		2
都市整備部	公園緑地班		1		2
	建築班		1		2
	上下水道経営班		2		6
上下水道部	上下水道営業班		4		5
	水道整備班		3		6
	下水道整備班		4		5
	病院診療部・看護部		※2	※2	
病院事業部	管理・医事班		8		12
教育委員会事務局	教育庶務班		1		4
	学校教育班				10
	生涯学習班				2
	文化財班				2
	図書館班				2
消防部	消防総務班		4		4
	予防班		2		2
	指令班		1		1
	消防署班		7		7
協力部	会計班				3
	議会事務局班		1		2
	監査委員事務局班				2

全職員

※1 災害対策本部からの指示による

※2 西尾市民病院災害時対応マニュアルに定める職員とする

- ※ 上記以外の職員の参集については災害対策本部からの指示による。
- ※ 平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

■ B C P 発動基準

区分	発動又は終結の基準	動員内容
発動要件	<p>発動</p> <p>(1) 本市で震度6弱以上の揺れを観測したとき。</p> <p>(2) 本市で震度5強以下の揺れを観測したときは、被害状況に応じ、災害対策本部長が必要と判断した場合。</p> <p>終結</p> <p>災害対策本部長が災害応急対策をおおむね完了したと認めたとき。</p>	<p>・全職員 【参集先等の詳細は西尾市業務継続計画（B C P）による。】</p>

2 職員の動員

職員の動員は、原則的に自動指令とする。

自動指令でない場合は、勤務時間内においては、庁内一斉放送、庁内電話等とし、勤務時間外においては、職員緊急通報システム又は各部において定める伝達方法による。

なお、地震等発生により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所に参集し、支所長の指揮下に入るものとする。

ただし、津波警報・大津波警報発表時は、一色・吉良地区対策班を設置しないため、両支所への参集は行わず、西尾市業務継続計画（B C P）に基づく参集を行う。

○資料編 第10「様式等」1、2

第3 非常配備体制下の活動

1 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

- (1) 危機管理課(危機管理班)は、気象情報・災害関連情報の受信・発信及び現地の情報の収集等の情報連絡活動を行う。
- (2) 当該災害に関連している部課により各危険区域、河川・海岸等の見回り、樋門の操作など災害予防対策活動を行う。

2 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

- (1) 危機管理班は、対策通報等の受信・発信及び現地の情報を収集する。
- (2) 関係各部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、本部員会議において相互に情勢に対応する措置を検討する。また、各部長は、災害情報に即応し関係各班長に対し、必要な指示を行うものとする。
- (3) 各部長は、積極的に災害発生状況の把握に努め、応急対策の実施にあたっては、その状況を迅速かつ適確に本部長に報告するものとする。
- (4) 危機管理局長は、関係各部長及び防災関係機関と相互の連絡を密にし、客觀情勢を判断するとともに、関係住民の避難立ち退き、その他の緊急措置について本部長に報告及び必要な

進言を行うものとする。

(5) 広報広聴班は、現在までの情報及び市民に対する連絡事項を取りまとめ、必要な都度報道機関に発表するものとする。

(6) 各部長は、職員に事態の重要性を徹底し、所要の人員を非常業務につかせるとともに、装備、資機材、設備、機械等の点検をさせ、必要に応じて被害予想地へ職員を配置する。また、その状況について本部長に報告するものとする。

3 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

○ 資料編 第10「様式等」1、2

第4 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（「災害対策基本法」第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、市職員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員派遣要請（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対し職員の派遣を求めることができる。

3 職員派遣のあっせん要求（「災害対策基本法」第30条）

市長は、知事に対し「災害対策基本法」第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し「地方自治法」第252条の17の規定による他の市職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

4 被災市町村への市町村職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 「災害救助法」の適用

知事は、「災害救助法」に定める程度の災害が発生した市の区域について、「災害救助法」を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、「災害救助法」を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、「災害救助法」が適用された場合、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、「災害救助法施行細則」(昭和40年愛知県規則第60号)による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与		市（県が委任）
要配慮者の輸送		市（県が委任）

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

なお、委任は「災害救助法」が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与		市（県が委任）
要配慮者の輸送		市（県が委任）
応急仮設住宅の設置		県（建築局）
食品の給与		市（県が委任）
飲料水の供給		市（県が委任）
被服、寝具の給与		市（県が委任）
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出		市（県が委任）
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市立学校児童生徒分		市（県が委任）

県立学校、私立学校等児童生徒 分	県（県民文化局、教育委員会）
埋葬	市（県が委任）
死体の搜索及び処理	市（県が委任）
住居又はその周辺の土石等の障 害物の除去	市（県が委任）

(4) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産の実施に関する必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。

2 市における措置（「災害救助法」第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、「災害救助法」に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（「災害救助法」第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受け、次に掲げる事項を行う。

(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2節 避難行動

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 津波警報等の伝達	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、市民部(各地区対策班)、名古屋地方気象台
第2 避難の指示	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、消防部(予防班、消防署班)、消防団、西尾警察署
第3 住民等の避難誘導等	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、健康福祉部(福祉班、長寿班)、消防部(予防班、消防署班)、消防団、西尾警察署
第4 地震・津波からの避難	危機管理局(危機管理班)、健康福祉部(福祉班、長寿班)

第1 津波警報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を次のとおり発表・伝達する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)

■津波予報の種類

警報・注意報 の種類	発表基準	発表される津波の高さ	巨大地震の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

■津波情報の種類

種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上マグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生後約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、次のとおり地震に関する情報を発表する。

■地震に関する情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
その他の情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。

(3) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表

津波、火山噴火、地震については、現行の警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づける。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。

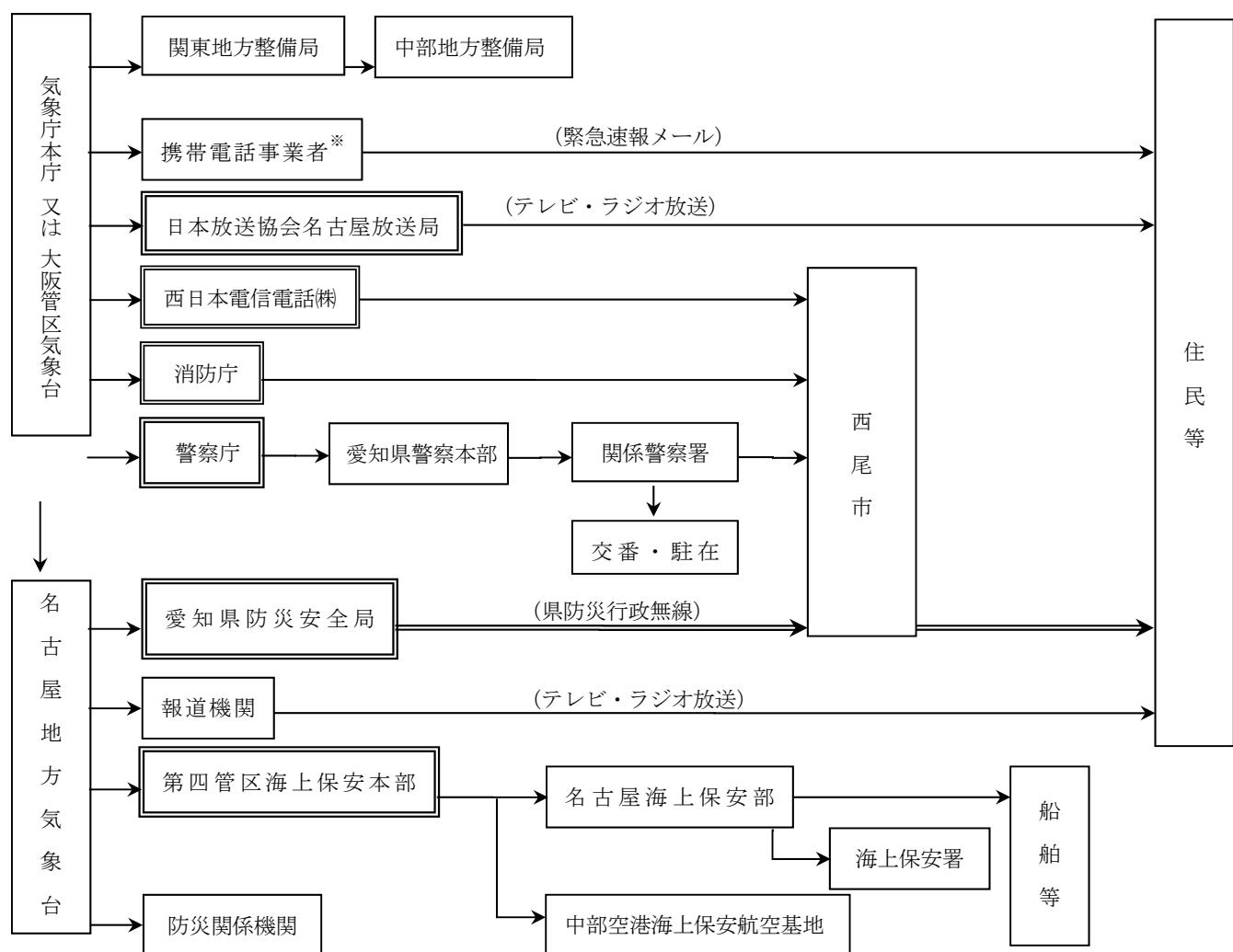
■特別警報に関する情報の種類

種類	内 容
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける。)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける。)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。)

2 津波警報等情報の伝達系統

(1) 津波警報、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

■津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、「気象業務法施行令」第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられる。

務づけられている伝達経路。

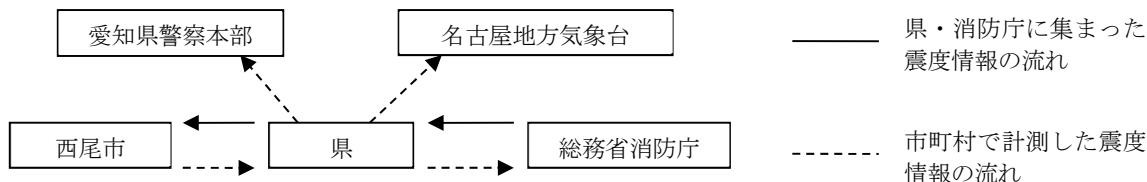
- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

3 震度情報ネットワーク

県下全市町村に設置した計測震度計により観測した震度情報は、県において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達することとなっている。

なお、震度3以上を計測した場合は、愛知県警察本部にも伝達される。

■伝達経路図



4 市における措置

- (1) 市は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
 - (2) 市は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。この場合において、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。
 - (3) 市は、受信した緊急地震速報を、市の防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
 - (4) 強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には次の措置をとる。
 - ア 海岸にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
 - イ 津波警報等の情報収集にあっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。
 - (5) 住民及び防災関係機関等への伝達は概ね次の方法による。
 - ア 防災行政無線
 - イ 広報車
 - ウ 消防車両
 - エ CATV(株式会社キャッチネットワーク)
 - オ 報道機関
 - カ エリアメール
 - キ Webサイト(市ホームページ)

- ク X (旧 Twitter)
- ケ 西尾市防災アプリ
- コ Facebook
- サ 西尾市 LINE 公式アカウント

○資料編 第3「防災情報及び観測施設・設備等」

5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2 避難情報

1 避難情報

(1) 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

(2) 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。

2 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

3 報告

市は、避難の指示等を行ったときは、「災害対策基本法」第60条第4項に基づき西三河方面本部(西三河県民事務所)を通じて速やかにその旨を県に報告する。

4 他市町村又は県に対する応援要求

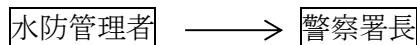
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

5 水防管理者における措置

(1) 立ち退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（「水防法」第29条）



6 県における措置

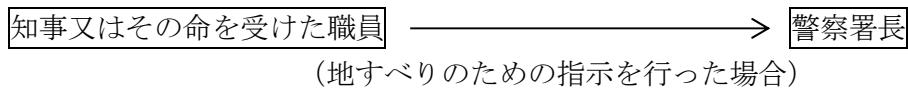
(1) 津波のための立ち退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立ち退きの指示

知事等は地震に伴う地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(3) 通知（「地すべり等防止法」第25条）



(4) 市への助言

知事は、市長から避難のための立ち退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失すことなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

(5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立ち退き等の指示等を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

7 県警察（警察官）における措置

(1) 「警察官職務執行法」（昭和23年法律第136号）第4条による措置

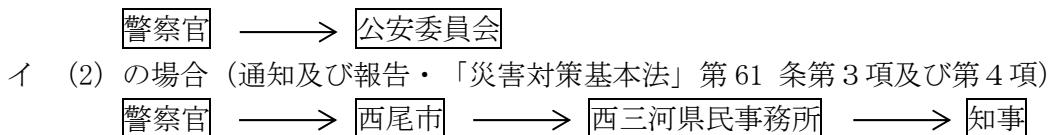
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 「災害対策基本法」第61条による指示

市による避難のための立ち退き若しくは「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退き又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・「警察官職務執行法」第4条第2項）

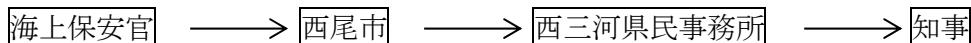


8 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 「災害対策基本法」第61条による指示

7 (2) の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

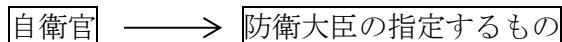


9 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

「自衛隊法」(昭和29年法律第165号)第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、7(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告 (自衛隊法第94条)



10 避難の指示の内容

市は、避難の指示に際して、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

11 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車及び消防車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

12 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命・身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずることができる。

第3 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

(1) 避難の誘導

ア 避難立ち退きの誘導にあたっては、自主防災会(自主防災会が結成されていない地域については、町内会)ごとに集団避難を行うこととし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

なお、状況によっては、市職員、消防職員、消防団員及び警察官が誘導する。

イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設も含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

ウ 避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じた避難路を2か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

なお、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に誘導する。

エ 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(2) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたって、携帯品を最小限度に制限し円滑な立ち退きについて適宜指導をする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者に対しては、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者に対しても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報に対して避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

第4 地震・津波からの避難

1 津波避難の基本的な考え方

(1) 西尾市津波避難計画に示すとおり、津波到達時間は内陸部に行けば行くほど長くなる。そのため、避難速度 1.38km/h(注1)で徒歩にて避難した場合、発災後ただちに（5分後(注2)）避難を開始すれば、津波到達時間よりも早く津波浸水想定区域外に避難することが可能である地域の健常者については、浸水想定区域外への避難を原則とする。この原則は長距離の移動となるが「愛知県市町村津波避難計画策定指針（愛知県 平成27年2月）」によれば、津波避難は時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本であるとされていること、避難目標地点は、津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定め、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となるとされていることから、人命を守ることを第一に考えた場合の適切な原則であると考えられる。

注1：愛知県市町村津波避難計画策定指針（愛知県 平成27年2月）における夜間 液状化を考慮した場合の健常者の避難速度

注2：愛知県市町村津波避難計画策定指針（愛知県 平成27年2月）における「地震発生後5～10分後に避難開始できるものと想定する」との記載から、早期避難を実現するため5分と設定

(2) 体が不自由等の理由から浸水想定区域外への避難が困難な場合については、津波一時待避所への避難を想定し、各施設への避難エリアや避難者数等を別に検討するものとする。また、上記の速度では津波到達よりも前に浸水想定区域外への避難が困難となる吉田高島地区については、別に対応するものとする。

(3) 人的被害が最大となる冬の早朝5時に発災した場合を想定する。

(4) 津波浸水想定区域については、公共施設を始めとする全ての建物が被害を受けるため、そこで避難生活を送ることは困難であるものと想定する。

(5) 津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかつた場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性がある。そのため、橋梁そのものの被害や橋梁につながる道路被害を想定し、津波避難の際には、矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の6つの河川等は渡らないこととした。

なお、浸水想定区域外への避難が完了し、津波が収まった後に避難所へ移動する場合は、対象とした河川等についても、各自で安全を確認の上、橋等を使用し避難するものとする。

(6) 自動車での避難は、道路の液状化被害が予想されるため、困難であると想定する。また、たとえ可能であったとしても、避難時間が限られる津波避難の際には、交通混乱を招くだけでなく、人命にも影響を及ぼすため、徒歩で避難することとする。

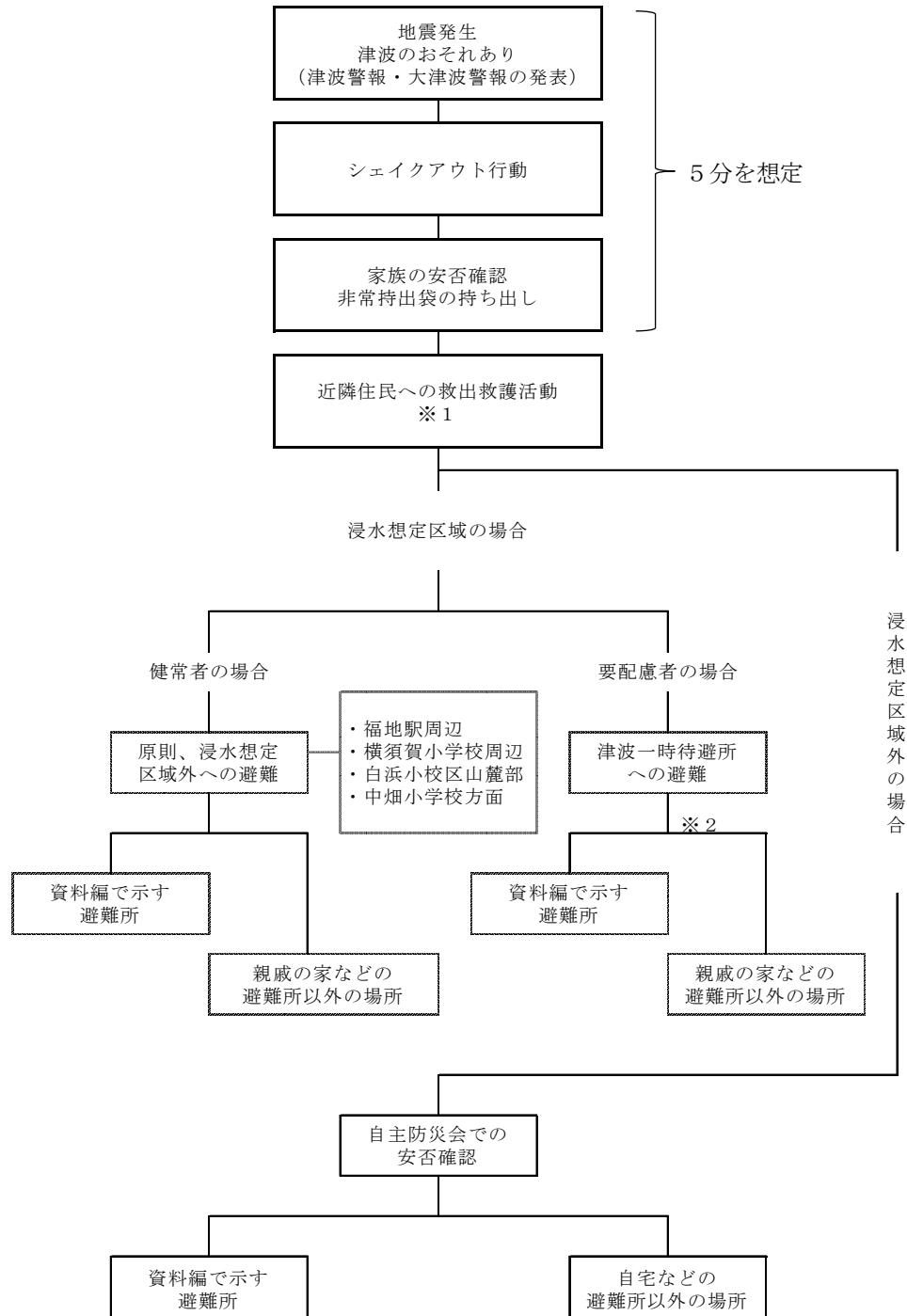
(7) 避難生活を送る場合の1人当たりの占有面積は次表のように考えるものとし、2m²/人を採用する。

1 m ² /人	発生直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
---------------------	--------------------------

(8) 津波避難の際の避難経路については、津波避難計画を参照し、避難路の安全確保に努める。

2 発災からの行動フロー

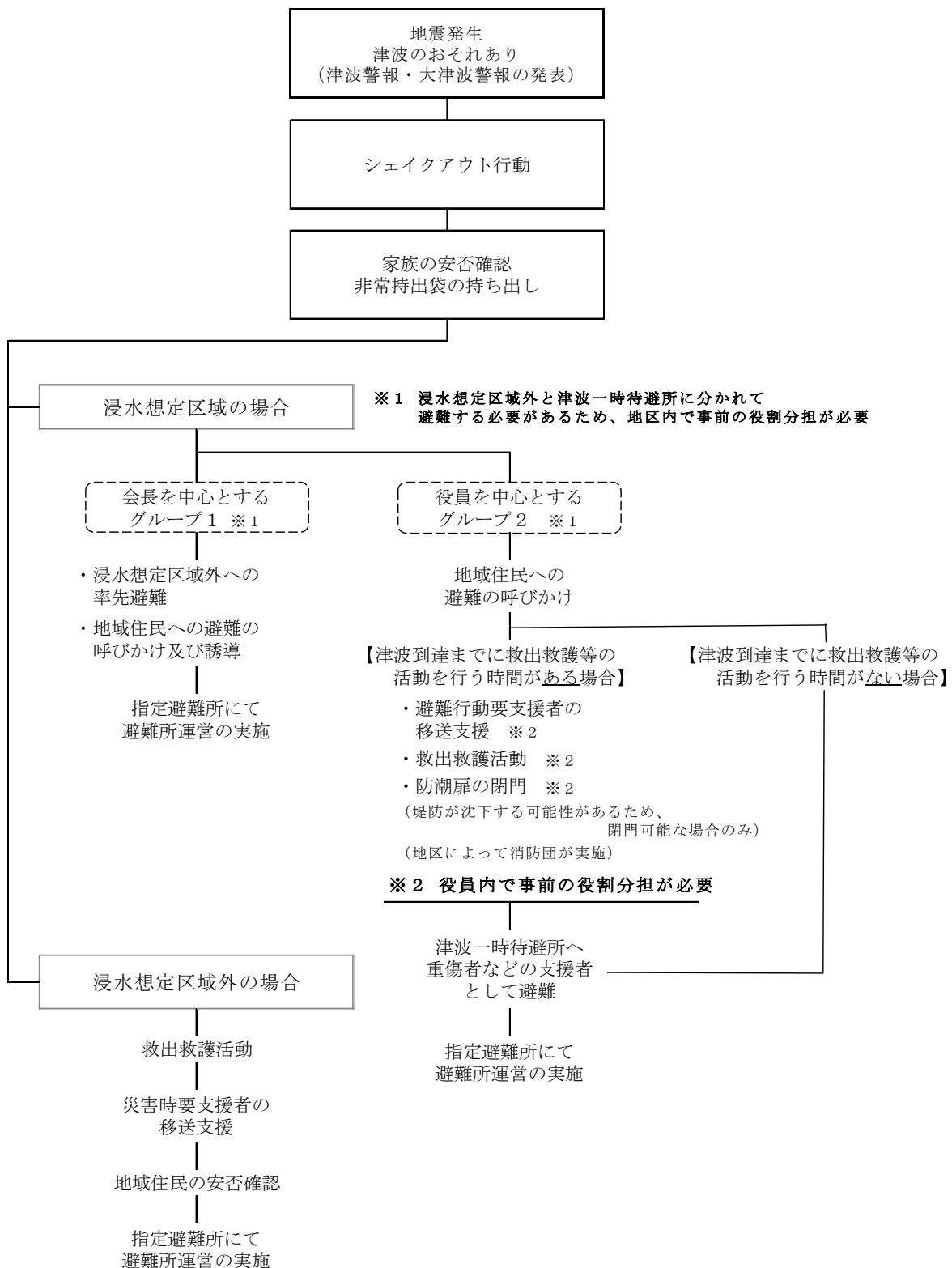


※1 浸水想定区域の場合、津波到達時間の考慮が必要

※2 要救助者については、救助車両等で最寄りの避難所まで送ることを想定

注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園・小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

3 自主防災会会长（役員含む）の標準的な活動フロー



4 指定避難所

各小学校区もしくは各町内会の指定避難所は、地震のみの場合と地震及び津波が発生し、浸水想定区域の施設が使えなくなった場合の2パターンに分けられ、下記のようになる。

地区名		指定避難所	
		地震のみの場合 (津波なし)	津波が発生し、 浸水想定区域の施設が 使えなくなった場合
西小南部校区	末広町	鶴城丘高校	
	亀沢千歳町		
	鶴舞天神1～4区		
	鶴ヶ崎町	伊文保育園、鶴城丘高校	
	上記以外の町内会	西尾小学校	
西小北部校区		伊文保育園、鶴城丘高校	
花ノ木小校区	永楽町1丁目	伊文保育園、鶴城丘高校	
	花ノ木町1丁目		
	城崎町		
	上記以外の町内会	花ノ木小学校	
八ツ面小校区	若松町	伊文保育園、鶴城丘高校	
	寄住町第1～2区		
	上記以外の町内会	八ツ面小学校	
鶴城小校区		鶴城小学校	
西野町小校区		西野町小学校	
校米津小校区	米津13組・14組	鶴城小学校	
	上記以外の町内会	米津小学校	
中畠小校区		中畠小学校	
平坂小校区		平坂中学校	
矢田小校区		矢田小学校	
校寺津小校区	奥田町・南奥田町	中畠小学校	
	上記以外の町内会	寺津小学校・寺津中学校	

地区名		指定避難所	
		地震のみの場合 (津波なし)	津波が発生し、 浸水想定区域の施設が 使えなくなった場合
福地南部小校区	斎藤町	福地中学校	
	熱池町		
	横手町		
	天竹町		
	野々宮町		
	長繩町		
	上道目記町		
	菱池町		
上記以外の町内会		福地南部小学校	
福地北部小校区		福地北部小学校	
室場小校区		室場小学校	
三和小校区		三和小学校	
一色中部小校区	一色二区	一色中部小学校 一色町公民館★ 一色地域交流センター★	西尾幼稚園
	前野北部		西尾中学校
	前野南部		福地北部保育園
	対米		中央体育館
	味浜一区		花ノ木小学校
	一色一区		鶴城体育館
	池田		中央体育館
一色東部小校区	対米団地	一色東部小学校★	福地北部保育園
	松木島		西尾中学校
	千間		花ノ木保育園
	生田		西尾中学校
	大塚		中央体育館
	野田		福地北部小学校
	酒手島		中央体育館
惣五郎		福地北部保育園	

地区名		指定避難所	
		地震のみの場合 (津波なし)	津波が発生し、 浸水想定区域の施設が 使えなくなった場合
一色西部小校区	開正	一色西部小学校★	西尾幼稚園
	治明団地		西尾小学校
	開正団地		西尾小学校
	赤羽		一色中部小学校
	治明北部		鶴城丘高校
	治明南部		西尾小学校
	養ヶ島		西尾小学校
	細川		福地中学校
一色南部小校区	中外沢	一色南部小学校★	福地中学校
	味浜二区		一色中部小学校
	藤江坂田		花ノ木小学校
	一色三区		福地中学校
	一色四区		平坂小学校
佐久島西・佐久島東		佐久島開発総合センター	
横須賀小校区	横須賀第1区	横須賀小学校	
	横須賀第2区		
	横須賀第3区		
	横須賀第4区		
	横須賀第6区		
	横須賀第5区	横須賀保育園	
	横須賀第7区	クリーンセンター管理棟	津平小学校
	横須賀第8区	横須賀ふれあいセンター	

地区名		指定避難所	
		地震のみの場合 (津波なし)	津波が発生し、 浸水想定区域の施設が 使えなくなった場合
津平小校区		津平小学校	
荻原小校区	饗庭	荻原小学校★	アイシン機工株式会社
	荻東		
	荻西		東部中学校
	富八		
吉田小校区	吉田第1区	吉田小学校★	室場保育園・白ばら園
	吉田第6区		
	吉田第2区		東部中学校
	吉田第3区		
	吉田第4区		室場小学校
	吉田第5区		
	吉田第7区		津平保育園
白浜小校区	小山田	白浜小学校★	クリーンセンター 管理棟
	富好		
	乙川		吉良カントリークラブ
	宮崎		吉良温泉観光組合 (宿泊施設)
幡豆小校区		幡豆小学校、見影保育園	
東幡豆小校区		東幡豆体育館	

★…浸水想定区域に立地している施設

※戸ヶ崎公園及び西尾公園総合グラウンドについては、従来どおり指定緊急避難場所として近隣の町内会が使用するものとする。

5 その他活用する施設

(1) 要配慮者用施設

指定避難所の指定に当たっては、災害発生後3日間を乗り切ることを第一に考えているため、収容施設の全てを2m²/人で計算している。健常者の場合は、この占有面積でも短期間は生活できるものと考えられるが、妊婦やけが人、障害者などはこのスペースで生活を送ることは困難であると考えられる。中でも、収容人員の空きがエリア内の総収容人員の10%未満である地区については、特に困難であると考えられるため、これを目安として要配慮者用施設を下記のとおり設定する。

○要配慮者用施設一覧

エリア名	施設名	東部中	室場ふれあいセンター（※2）
西尾小 ・ 花ノ木	アクティにしお 西尾市高齢者交流広場伊文福祉会館 西尾市高齢者交流広場とくつぎ福祉会館 JA 西三河本店（5階）	横須賀小	横須賀老人憩の家
中畠小	なかばた保育園	津平小	津平老人憩の家
福地中	JA 西三河事務センター（※1）	幡豆小	幡豆保育園
		一色中部小	一色中部保育園（※3）
			一色高校（※3）

※1 一部に30cm未満の浸水が予想されているため、状況をみて開設する。

※2 対象エリア内では空きはあるものの、室場小校区には多くの吉良地区の住民が避難し、空きがない状態であるため指定

※3 一色中部小学校付近は浸水想定区域外となるため多くの要配慮者が緊急的に避難してくることを想定し指定

(2) 二次開設施設

避難生活の長期化を想定し、下記施設を二次開設施設と定め、避難者を順次移動させるものとする。

○避難者を二次的に受け入れる施設

県立西尾高等学校、総合体育館、西尾コンベンションホール、佐久島しおさい学校、吉良カントリークラブ、幡豆いきいきセンター、東幡豆小校舎、東幡豆保育園、

※幡豆いきいきセンター、東幡豆小校舎、東幡豆保育園については、民間事業所へ避難した荻原小校区（饗庭）と白浜小校区の受入先として設定（白浜小校区の受入れについては東幡豆体育館の空きスペースも利用）

第3節 災害情報の収集・伝達・広報

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被害状況等の収集・伝達	危機管理局（危機管理班）
第2 通信手段の確保	県（防災安全局）、危機管理局（危機管理班）、市民部（各地区対策班）、株式会社キャッチネットワーク
第3 広報	総合政策部（広報広聴班）、危機管理局（危機管理班、交通対策班）、市民部（市民班、地域つながり班）、市民部（各地区対策班）、消防部（消防署班）

第1 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む。）で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告するものとする。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限

り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においては、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

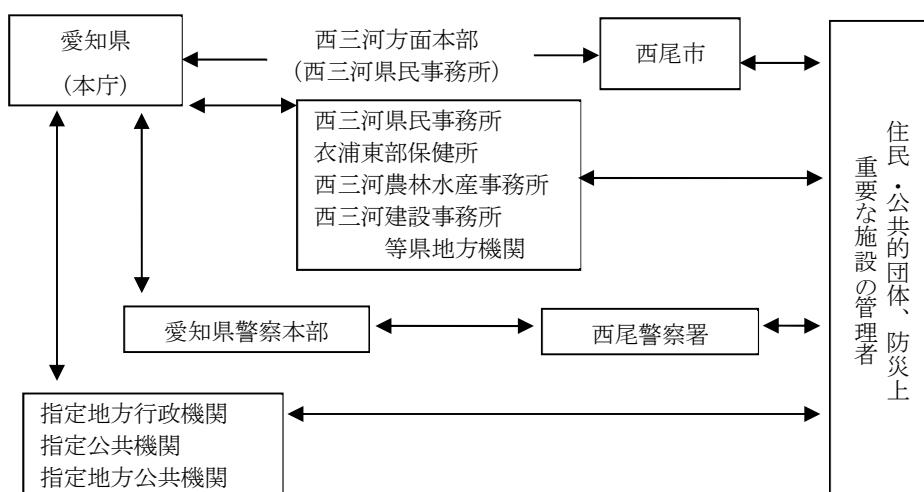
(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 市は、積極的に自らの職員を動員し、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。被害状況等の一般的収集、伝達系統は、次のとおりである。

■被害状況の一般的収集、伝達系統



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、第2「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

4 重要な災害情報の伝達

(1) 災害の規模の把握のために必要な情報

市は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(2) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

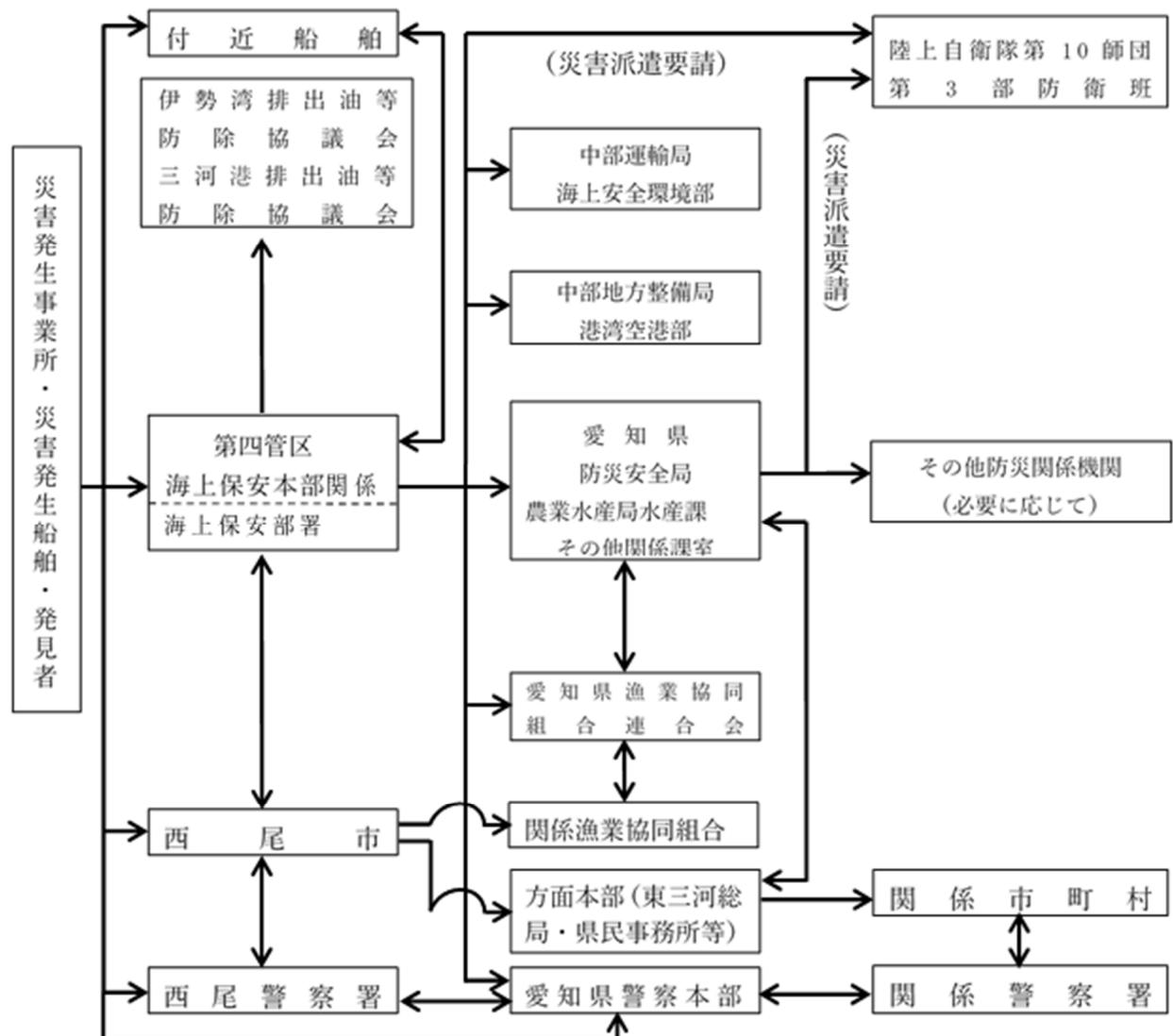
(3) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 海上排出油等に関する情報の収集・伝達

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

■海上排出油等における伝達系統



○ 資料編 第10「様式等」3、4

第2 通信手段の確保

1 専用通信の使用

市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した愛知県防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人にも利

用させることができる。

2 防災相互通信用無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

3 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

4 移動系無線局の使用

市及び各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を図る。

5 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の通信内容

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

6 アマチュア無線の利用

アマチュア無線クラブ等の団体へ協力を要請するとともに、情報収集等に活用する。

7 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社東海支店において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社東海支店へ相談すること。）

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(3) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(4) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

8 放送の依頼

市は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を株式会社キャッチネットワークに依頼する。

また、県を通じて、その他の放送事業者に依頼することができる。

9 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

○資料編第4「通信施設・設備」1、2、3

第3 広報

市は、広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡ができる限り密にして行うものとする。

1 広報内容

市は、次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 津波に関する状況
- (3) 余震等に対する警戒
- (4) 災害応急対策の状況
- (5) 交通状況
- (6) 給食・給水実施状況
- (7) 衣料・生活必需品等供給状況
- (8) 地域住民のとるべき措置
- (9) 避難の指示
- (10) その他必要な事項

2 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（L アラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 記者発表は、原則として本部長が行うものとして、必要に応じ副本部長が行う。記者会見場所は4階41会議室、記者待機室は3階記者室とする。

ウ 報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり情報の提供等について依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

(2) 広報車、航空機等

市は、各防災関係機関、報道機関等の車両又は航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

ア 市は、防災行政無線、Webサイト、掲示板や緊急速報メール機能等携帯電話、西尾市防災アプリ、登録制メール、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

3 相談窓口

市は、できる限り速やかに本庁舎内(多目的室)に相談窓口等を開設し、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第4節 応援協力・派遣要請

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 応援協力	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班)、総合政策部(人事班)
第2 応援部隊等による広域応援等	危機管理局(危機管理班)、消防部(消防総務班、消防署班)
第3 自衛隊の災害派遣	総務部(総務班)、危機管理局(危機管理班)、自衛隊
第4 ボランティアの受入れ	市民部(地域つながり班)、西尾市社会福祉協議会
第5 防災活動拠点の確保	危機管理局(危機管理班)、県(防災安全局)
第6 南海トラフ地震の発生時における広域受援	危機管理局(危機管理班)

第1 応援協力

1 県に対する応援要求等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村に対する応援要求

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求めることができる。

なお、市は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

○資料編 第7「災害協定・覚書等」

第2 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

b 巡視船を活用した医療活動場所の提供

c 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

d その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等

(オ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が市内において災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市は、県と連携し、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

なお、他市町村からの応援要員の集結場所として、西尾市文化会館を確保する。

第3 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣の要請

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。この場合において、市は、その旨及び地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 市長は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、「災害対策基本法」第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

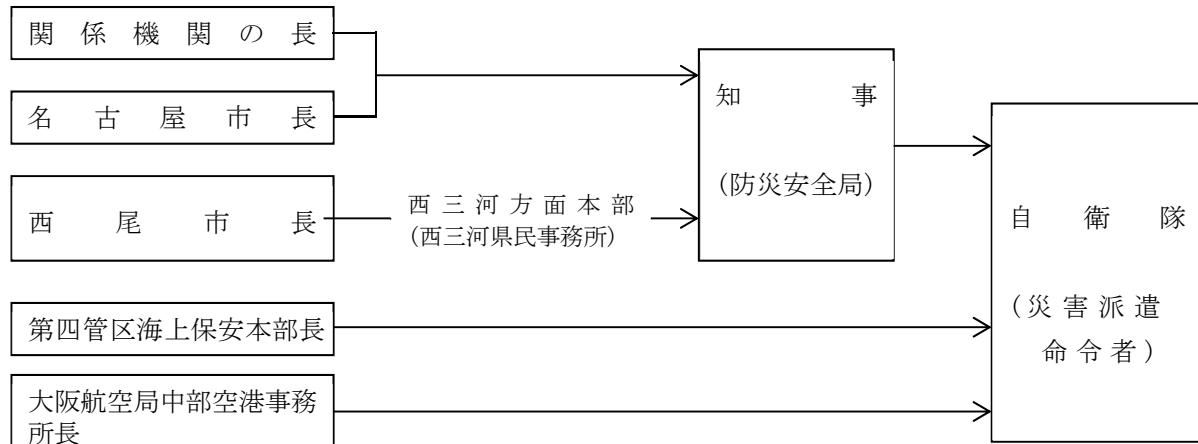
(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

■西尾市に派遣される部隊

災害派遣の要請を受けることができる者		担任範囲
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長（豊川駐屯地司令）	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

2 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、次のとおりである。

■災害派遣部隊等の活動範囲

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項目	内容
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の集結地(宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所)を準備する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、所定の基準を満たすヘリポート用地を確保するほか、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図、夜間等のヘリコプター誘導のための照明器具その他必要な準備をする。

■自衛隊の集結場所

西尾市スポーツ公園駐車場等、ふるさと公園グラウンド、愛知こどもの国運動広場、一色海浜公園海洋センター及び駐車場、みなとまち1号緑地、道の駅にしお岡ノ山

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとして、次を基準とする。

なお、負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費含む。)及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬及び修理費
- (4) 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料

第4 ボランティアの受入れ

1 市における措置

- (1) 市は、被災時、ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) ボランティア支援本部に配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

■ボランティアの主な役割

(1) 一般ボランティア (生活支援に関する業務)	ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食料等の配布 ウ 救援物資等の仕分け、輸送 エ 高齢者、障害者等の介護補助 オ 清掃活動 カ その他被災地での軽作業
(2) 専門ボランティア (専門的な知識や資格を要する業務)	ア 救護所等での医療、看護 イ 外国人のための通訳 ウ 被災者へのメンタルヘルスケア エ 高齢者、障害者等の介護 オ アマチュア無線等を活用した情報通信手段 カ 公共土木施設の調査等 キ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアの登録

市民のボランティア活動への関心は広く定着してきており災害が発生した場合、被災地での救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

市を始め防災関係機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行う。

また、ボランティアの活動拠点の確保について配慮する。

3 ボランティア支援本部の開設

(1) ボランティアの受入体制

市は、大きな災害が発生した時は、ボランティア受入れの体制を整えるため、速やかにボランティア支援本部を開設する。

この支援本部は、地域つながり班、西尾市社会福祉協議会及び協力団体で組織し運営するものとする。

ボランティア支援本部は原則として西尾市総合福祉センターに開設するものとし、他の候補地は次のとおりとする。

■その他の候補地

西尾市役所北側芝生広場 にしお市民活動センター

(2) ボランティア支援本部の役割

ボランティア支援本部の果たすべき役割は、概ね次のとおりとする。

- ア 県の広域ボランティア支援本部及び避難所等ボランティア活動拠点との連絡調整
- イ 被害状況等の情報の収集、提供
- ウ ボランティア活動拠点等を通じたボランティアニーズとボランティア活動状況の把握
- エ ボランティア活動拠点間のボランティアの配置調整
- オ ボランティア活動の申出者に対する相談、情報提供等
- カ ボランティア活動保険未加入者の加入手続き
- キ ボランティア活動拠点で必要とする資機材、物資等の調達、供給

(3) 閉鎖する時期

市は、行政機関、協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえてボランティア支援本部を閉鎖する。それ以後は、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等は、次のとおりである。

- ア 西尾市内防災ボランティア団体
- イ 愛知県防災ボランティアグループ
- ウ 西尾市赤十字奉仕団
- エ 企業ボランティア
- オ 高等学校
- カ 高等専門学校
- キ 各種団体
- ク 市外からのボランティア

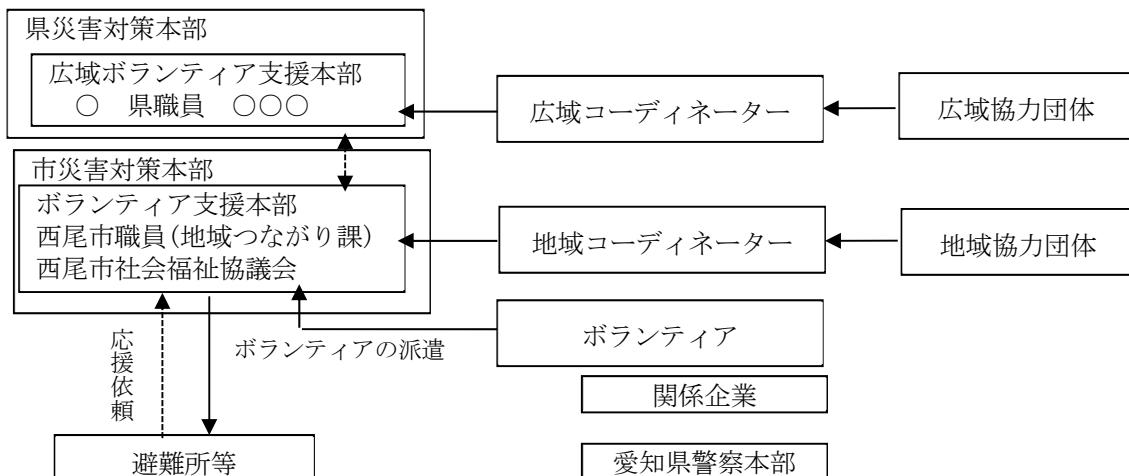
4 コーディネーターの役割

- (1) 市のボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ(受け付、需給調整など)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、その他NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

5 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

■ボランティアの受け入れの流れ



第5 防災活動拠点の確保

1 市及び県における措置

市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

行用町地内において、県と連携して防災活動拠点を整備する。また、拠点周辺の市道についても、拠点への避難路として拡幅を行う。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおり。

物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点 (※)	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市	県及び政令市	県及び政令市	県			
災害想定の規模	市区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の大規模な風	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風	

		風水害、土砂災害等	水害等				水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	市内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等できれば宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等

*道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市

広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急・消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急・消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受け入れ、配分に係る活動

(5) 燃料供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5節 救出・救助対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 救出・救助活動	消防部(消防総務班、指令班、消防署班)、西尾警察署、県(防災安全局)、県公安委員会
第2 海上における避難救出活動	消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、第四管区海上保安本部
第3 防災ヘリコプターの活用	消防部(消防総務班、消防署班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域で協力して生き埋め者等の救助活動を行うこと。

第1 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察、第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、本部長(市長)又は委任を受けた消防長はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、市と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。
なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。
- (2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

3 県における措置

- (1) 県は、自ら救出の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。
- (4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市

町村、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。

4 県公安委員会における措置

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、「警察法」（昭和22年法律第196号）に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

5 中部地方整備局における措置

国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

6 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

7 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）や緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派

遣を要請し、救助体制を強化する。

ウ 災害発生時の混乱、人心の動搖等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等治安の維持を図る。

(3) 排出油等対策

ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知する。

エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。

イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。

ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。

エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ずる。

オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

(5) 救難対策

ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。

イ 避難情報が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 市及び関係機関における措置

市及び関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3 防災ヘリコプターの活用

1 緊急出動要請

市は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等

により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

2 臨時ヘリポートの設置予定場所

市は、防災ヘリコプターの出動要請を行ったときは、臨時ヘリポートの設置予定場所の確保等必要な措置の準備・実施を行う。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」8

第6節 消防活動・危険性物質対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 消防活動	消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、消防団
第2 危険物施設対策計画	消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)
第3 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域で協力して初期消火活動を行うこと。
- ・延焼火災が発生した場合は、避難の呼びかけ、安全な避難場所への誘導及び要支援者の支援をすること。

第1 消防活動

1 市の措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を定めておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的小ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

- (ア) 防御方針
- 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一撃鎮滅を図る。
 - 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
 - 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
 - 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
 - 多数の人命に係る救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれに対応

する。

- f 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

市は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利等の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難場所・避難路

市は、地震災害時の避難場所をあらかじめ定める。

また、避難場所に通じる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

- a 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
- b 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最優先とした避難路を確保する。
- c 消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

第2 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 毒劇物取扱施設において、災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第3 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 「第2 危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。
- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高压ガス製造設備の運転を停止した場合には、高压ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高压ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 医療救護	健康福祉部(健康班)、病院診療部、病院事務部、消防部(消防署班)、県(衣浦東部保健所)
第2 防疫・保健衛生	健康福祉部(健康班)、環境部(環境保全班、ごみ減量班)、教育委員会事務局(学校教育班)、県(衣浦東部保健所、西尾保健所、動物愛護センター)

■市民・自主防災組織の役割

- ・負傷者の応急手当や救護所までの搬送をすること。
- ・避難生活時は、手洗い、うがい等の感染症予防を行うとともに、他の避難者の健康状態に留意すること。
- ・ペットを飼育している場合は、ペット避難用のケージ、餌、飲料水を備蓄する。また、避難時は、自己責任にて飼養し、他の避難者に配慮した処置をとること。

第1 医療救護

市は、西尾市医師会、西尾市歯科医師会、西尾市薬剤師会、県医療関係団体等と連携して、災害医療活動を行う。また、西三河南部西保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

1 医療救護班等の編成、派遣

市と西尾市医師会、西尾市歯科医師会との災害時の医療救護に関する協定に基づき、医師、歯科医師、市職員等によって医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。

国、県、各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DM A T)、災害派遣精神医療チーム(D P A T)を編成し、被災地域内に派遣するよう努めるものとする。

県は、派遣された医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DM A T)、災害派遣精神医療チーム(D P A T)の配置調整等を行う。

2 救急搬送の実施

医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

搬送は、原則として消防本部が実施する。ただし、道路が不通の場合等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット: S C U)へ搬送する場合については、県に要請し、県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。

なお、重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

3 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、西尾市薬剤師会等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、西三河南部西保健医療調整会議に調達要請をする。

なお、輸血用血液の調達が困難な場合、市は西三河南部西保健医療調整会議を通じて県に供給を要請する。

4 医療救護所の開設

地震により市内に多数の負傷者が発生した場合は、医療救護所を次の施設内に状況に応じて開設する。

また、医療救護所における医療活動は、西尾市医師会所属の医師及び西尾市歯科医師会所属の歯科医師が実施する。

■医療救護所開設予定場所

西尾地区	西尾小学校、米津小学校、鶴城小学校、平坂中学校、寺津中学校、福地南部小学校、三和小学校
一色地区	一色中部小学校
吉良地区	横須賀小学校
幡豆地区	幡豆小学校

5 後方医療機関の確保

市は、県、西尾市医師会、県医療関係団体、医療機関等と連携して、後方医療機関を確保するとともに、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用し医療機関の稼働状況等情報の把握を行う。医療救護所で対応できない重症者は、後方医療機関に受入れを要請する。

6 人工透析患者への対応

市は、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供することに努める。

7 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該被害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」9

第2 防疫・保健衛生

1 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

2 防疫活動

(1) 県の指示、指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆

- 除、物件に係る消毒等を実施する。
- (2) 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
 - (3) 被災地における消毒は、町内会、自主防災組織等を通じて消毒薬を配布し、各家屋周辺の散布を要請する。市は、道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。
 - (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
 - (5) 消毒薬が不足したときは、西尾市薬剤師会等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は県に対し調達を要請する。
 - (6) 感染症、食中毒が集団発生したときは、県、医師等の指示に基づき、必要な措置を講ずる。
 - (7) 市は、県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い実施する。

3 食品衛生指導

市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、県に対し指導を要請する。

4 栄養指導

- (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、県に対し栄養指導を要請するとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師等による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受け入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、市は、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉避難所等への入所を勧める。

(2) 長期避難者等への健康支援

市は、長期避難者等への健康支援については、次のとおり県の支援・協力を得て行う。

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支

援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいは PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

子供たちへの健康支援活動については、次のとおり学校及び県の支援・協力を得て行う。

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的に心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

市は、県と連携し、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県は、必要があると認められるときは、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を編成・派遣する。

10 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を行う。

第8節 交通の確保・緊急輸送対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路交通規制等	危機管理局(交通対策班)、西尾警察署、建設部(土木班)
第2 道路施設対策	建設部(土木班)
第3 港湾・漁港施設対策	建設部(河川港湾班)、県(建設局)
第4 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社
第5 緊急輸送手段の確保	総務部(財政班)、危機管理局(交通対策班)、西尾警察署

第1 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量(復旧状況)、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。

	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<p>・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</p> <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>
第一局面（大震災発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。</p>	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために、交通を規制する。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条
警察署長	危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、交通を規制（適用期間の短いもの）する。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずる。また、必要なときは、自らその措置をとり当該車両その他の物件を破損する。	災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項
	危険を防止するため緊急の必要があるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限する。	道路交通法第6条第4項及び第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行う。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の構造の保全、交通の危険を防止するため、道路の通行を禁止し、制限する。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

2 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止

すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままでするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 「災害対策基本法」に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3 相互協力

車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2 道路施設対策

1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

(1) 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

(2) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

(1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

(2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

- (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (5) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3 港湾・漁港施設対策

市は、県及び第四管区海上保安本部と連携協力して、次のとおり港湾・漁港施設対策を実施する。

1 応急復旧活動

防潮壁・防潮水門に、亀裂、倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。

特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能被害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

2 輸送機能の確保

- (1) 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。

また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。

- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

3 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

4 國土交通省への支援要請（「港湾法」（昭和25年法律第218号）第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

5 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

第4 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社は、災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに乗務員関係、駅関係、通信連絡関係の緊急対応措置の実施、並びに応急復旧活動の実施に努める。

第5 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員、物資及び機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急通行車両等の確認

- (1) 市及び市と防災関係の協定を締結した機関にあっては、緊急輸送等を行う計画のある車両について、緊急通行車両及び緊急輸送車両（緊急通行車両等）の確認を受ける必要があると認められる場合に、確認の申出をし、証明書と標章の交付を受けることとする。
- (2) 緊急通行車両等の確認の申出をする車両の選定は、市所有の車両については危機管理課、市との協定車両は協定担当課と危機管理課の判断により実施する。

（参考）大規模災害発生時の交通規制

時期	交通規制	通行できる車両
----	------	---------

平常時	通常	制限なし
警戒宣言発令時～災害発生前	大震法第24条による交通規制	緊急輸送車両
災害発生時等	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項 ・原災法第28条第2項 ・国民保護法第155条第1項による交通規制 	緊急通行車両

※緊急輸送車両、緊急通行車両はそれぞれ申出が必要。

4 緊急通行車両等の確認申出の手続き及び標章・証明書

(1) 申出者

市所有の車両、市との協定車両は市長（西尾市長）

(2) 災害等発災前の申出先

各市町村を管轄する警察署交通課（西尾警察署交通課）

(3) 災害発生時等の申出先

愛知県（県庁、東三河総局、新城設楽振興事務所、尾張県民事務所、海部県民事務所、知多県民事務所、西三河県民事務所、西三河県民事務所豊田庁舎）のうち、最寄りの事務所。ただし、被災状況等により最寄りの愛知県の申出先に提出できないときは、例外として最寄りの警察署交通課（西尾警察署交通課）

(4) 標章及び証明書の保管・管理

ア 必ず保管者（課長職級）を指定し、管理する。

イ 交付された標章及び証明書は、鍵のかかる金庫等または車両内で車検証とともに保管する。また、災害発生時等には指導に従い、標章を掲示し、証明書を車両に備え付ける。

(5) 標章及び証明書の有効期限

有効期限は交付から5年間であるので、有効期限が到来したときは、返納または確認申出を行う。

○資料編 第8「交通関係」1、2

第10「様式等」6

5 海上輸送

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、一色漁港の耐震強化岸壁を利用した海上輸送を行う。

第9節 浸水・津波対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 浸水対策	建設部(土木班、農地整備班、河川港湾班)、消防団、所管施設を有する部(班)
第2 津波対策	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班)、消防部(消防署班)、市民部(各地区対策班)、各部(所管施設を管理する班)、消防団、所管施設を有する部(班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・強いゆれを感じた時、津波警報発表を知ったときは、すぐに避難を開始すること。また、できるだけ近隣に避難を呼びかけること。
- ・津波到達までに時間的な余裕があるときは、避難行動要支援者の避難を支援すること。

第1 浸水対策

浸水対策は、「西尾市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

1 監視、警戒活動及び応急復旧

地震、津波が発生した場合は、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡回し、危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

この場合、特に被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、国、県等施設管理者と連携し、速やかに応急復旧を行うものとする。

また、水門・陸こうの閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

2 水門、樋門の操作

水門、樋門の管理者(操作責任者も含む。)は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視して、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

水門、樋門に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行えない場合が予測されるため、専門業者への緊急連絡体制を整える。

3 浸水対策用資機材

市は、浸水対策を十分果たせるよう浸水対策資機材を整備するとともに、緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

4 漏、溢水防止応急復旧活動

堤防、水門、樋門、ため池等の管理者は、被害状況を確認し、必要に応じ応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプ等による応急排水を実施する。

また、堤防の崩壊が広範囲にわたって発生した場合には、大量の土砂が必要となるため、活

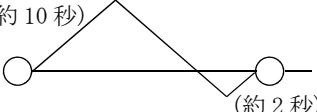
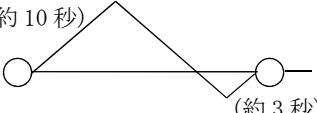
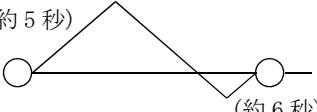
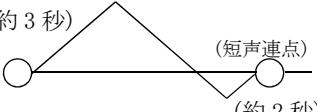
用可能な土地を利用して緊急用土砂の確保に努めるものとする。

第2 津波対策

1 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の伝達は、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

■津波予報の標識

標識種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連打) 	(約3秒)  (短声連点) (約2秒)

※打鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

(1) 避難情報の発令

市は、地震発生後、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

(2) 海岸線の監視・巡回等

市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

3 津波の自衛措置

津波は、状況により津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、第1の情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 市及び関係機関は、自らの判断で海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- (2) 本庁及び支所において津波警報等の情報収集にあっては、放送機関からの情報にも留意し

聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

4 市が管理又は運営する施設に関する対策

市が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

また、その他の措置として次の対策を講じるものとする。

- (1) 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (2) 出火防止措置
- (3) 受水槽等への緊急貯水
- (4) 消防用設備の点検、整備
- (5) 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

5 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、水防管理者から津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

○資料編 第5「避難関係」2、3

第10節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難所の開設・運営	危機管理局(危機管理班、避難所等配置職員)、健康福祉部(健康課)、教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班、生涯学習班)、交流共創部(観光文化振興班、スポーツ振興班)、協力部(会計班、議会事務局班、監査委員事務局班)、市民部(各地区対策班)、県(防災安全局)
第2 要配慮者支援対策	健康福祉部(福祉班、長寿班)、市民部(地域つながり班)、県(福祉局、保健医療局、県民文化局)
第3 帰宅困難者対策	総合政策部(秘書政策班)、交流共創部(佐久島振興班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・地域で協力して避難誘導を行うこと。特に、要配慮者の安否確認、避難の支援を行うこと。
- ・避難所では、自主防災会、町内会を単位に、それぞれが役割をもって自主運営を行うこと。また、避難所生活時にも要配慮者の生活支援を行うこと。

第1 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 新たな避難所の追認及び登録

災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認及び登録する。

(4) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

2 避難者の受入れ

市は、指定避難所の管理責任者の協力を得て、避難者の受入れを行う。

3 避難所の標示

避難所の位置を住民に周知徹底させるため、広報伝達に努めるとともに所要の箇所に標示する。

4 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適当な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するよう努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて福祉避難所への移送、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難所以外の避難者数を把握するとともに、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P Oやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理局と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 再避難の方法

避難所が危険不適当となった場合又は授業等の再開により使用できなくなった場合は、別の避難所に移動する。再避難は、避難者が各自の責任において行うことを原則とするが、自力による移動が困難な場合は市が援助する。

6 避難所の閉鎖

避難者の減少に合わせて、各避難所の統合や閉鎖を進めていくものとする。

また、避難所の開設が長期にわたる場合には、施設本来の目的を回復するために、市は、仮設住宅の建設や他の公共施設の使用及び民間施設の借上げ等、新しい避難先を確保する。

7 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道

府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

8 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第5「避難関係」1

第2 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2節 第3住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2節 第3住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者については、福祉避難所への移送や、被害を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要

請する。

(8) 西尾市災害多言語支援センターの設置

西尾市災害多言語支援センター（以下「センター」という。）は、災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語での災害に係る情報提供を手段として「安心」を届ける支援機関として活動する。

ア 設置の判断

市は、市内で外国人被災者支援が必要だと判断した場合、センターを設置する。

イ 設置場所

(ア) センター設置直後からボランティア支援本部が設置されるまで

西尾市役所5階52AB会議室、55、56会議室

(イ) ボランティア支援本部設置後

西尾市総合福祉センター1階、2階

(ウ) 地区支援センターの開設

災害の状況によっては、各支所を拠点とした地区支援センターを開設する。

ウ 主な活動内容

(ア) 多言語による情報提供

市及び関係機関等から発信される災害関連情報を集約し、多言語及びやさしい日本語に翻訳して外国人被災者に提供する。

(イ) 避難所の巡回

外国人が滞在している避難所に赴き情報を提供するとともに、外国人の被災状況を把握する。

(ウ) 外国人被災者等からの相談対応

災害に関わる相談窓口を開設し、外国人被災者からの相談に対応する。

エ センターの閉鎖

センター設置後、復旧状況や避難者の減少等を勘案し、センター長の決定によりセンターを閉鎖する。

オ ボランティア支援本部との連携

災害対策本部からの情報及び外国人被災者の被災状況やニーズを共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域的調整等により市町村を支援する。

また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信

県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第2「防災上注意すべき箇所」12

第3 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者の想定

平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(平成27年12月修正)によると、東海地震、東南海地震、東海・東南海地震連動とともに、西尾市で想定される帰宅困難者は、約11,000人となっている。

2 市における措置

- (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

- (2) 災害情報、徒步帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒步帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒步帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

市は各種の手段により、徒步帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒步帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救援対策、避難所等対策を図る。

3 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安

全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11節 水・食料・生活必需品等の供給

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 給水	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班)、県(防災安全局)
第2 食料品の供給	産業部(農水振興班)、県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)
第3 生活必需品の供給	産業部(農水振興班)、県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)
第4 救援物資等の受入れ	産業部(商工振興班)、交流共創部(観光文化振興班)

■市民・自主防災組織の役割

- ・災害発生当初は、家庭内備蓄の食料・飲料水で対応すること。
- ・食料、飲料水の配布は、避難所の自主防災組織や住民組織で協力して配布すること。

第1 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行いうよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 市は、県の協力により応急給水活動体制を確立する。
- (2) 市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の方法は、指定避難所での拠点給水を原則とし、必要に応じ給水車による搬送給水を実施する。また、飲料水兼用耐震性貯水槽を利用するほか、消火栓が使用できる場合は、開栓し給水する。供給する水は、水道水を原則とし、補完的に井戸、プール等をろ水機でろ過し供給する。なお、市において対応できないときは、県、隣接市及び自衛隊に応援を要請する。
- (4) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。

3 応急給水量

応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め確保するよう努める。

■給水の基準

地震発生からの日数	目標水量(リットル／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、給水車等
4日～10日	20	おおむね250m以内	仮設給水栓(本管付近)
11日～21日	100	おおむね100m以内	仮設給水栓(支管付近)
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2、7

4 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- (4) 県(保健医療局、企業庁)及び日本水道協会愛知県支部は、被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター(事務局:県保健医療局)」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。
- (5) 県は、市への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

5 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2 食料品の供給

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- オ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- カ 災害応急対策活動従事者

2 食料の供給

市は、概ね次のとおり炊き出し、その他による食料を供給する。

- (1) 備蓄物資、自ら調達した食料、3の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食料を、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。
第1段階 乾パン、ビスケットなど
第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (3) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食料を供給する。
- (4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。
- (5) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 他市町村又は県への応援要求

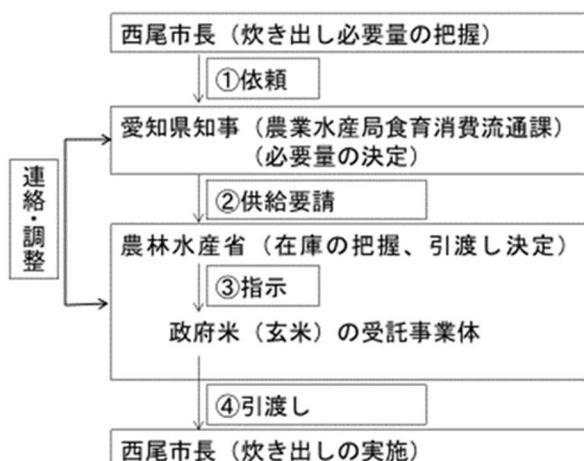
備蓄物資や自ら調達した食料では、被災者への食料の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 米穀の原料調達

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (3) 市は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



5 県における措置

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食料の確保に努め、市の要請に応じて迅速に食料(米穀等の主食、飲料水(ペットボトル)、副食品、調味料等)を輸送する。

なお、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待つことまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し、輸送する。

(2) 輸送する食料は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請

6 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2

第3 生活必需品の供給

1 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であって次に掲げる条件を満たす者

- (1) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (2) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 県における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困

難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資等のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国(中部経済産業局、自衛隊)等への応援要請

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

4 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」1、2、3、4、5、6

第4 救援物資等の受入れ

1 救援物資等の受入れ方針

大規模災害発生直後の救援申し込みについては、受入体制が整い本部長(市長)が必要と認めた場合は、企業・団体向けに必要な物資・数量、梱包方法等を指定の上、集配拠点施設を開設し受け入れる。

2 集配拠点の開設及び閉鎖

救援物資の集配拠点は、愛知県中央青果株式会社西尾市場及び岡崎市場、カリツー株式会社西尾東物流センター、サンエイ株式会社西尾物流センター、小松運輸株式会社西尾物流センター及び県立西尾東高等学校とする。

集配拠点施設内の混乱を防止し、受入れ及び配分等の円滑な運営を図るため集配拠点施設には、市の職員を配置する。

救援物資等の減少に合わせて、教育活動の開始に備え各地から送られてくる救援物資等を他の公共施設へ移すなどにより集配拠点施設の閉鎖を行うものとする。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」3、4、5、6

第12節 環境汚染防止及び地域安全対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 環境汚染防止対策	環境部(環境保全班)、県(環境局)
第2 地域安全対策	危機管理局(交通対策班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部

第1 環境汚染防止対策

市は、工場、事業所等の損壊等に伴う環境汚染、倒壊建築物の解体に伴う粉じん等の環境汚染に対して、被災状況を的確に把握して、適切な措置を講ずるよう県に要請するとともに、必要な協力を行う。

1 汚染防止対策

県は、被害状況を勘案し、事業者に対して、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。市は、県が行う措置に対し必要な協力をを行う。

2 環境調査

県は、被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。市は、県が行う措置に対し必要な協力をを行う。

第2 地域安全対策

災害時は、被災者の不安、動搖の高まり、生活必需物資の欠乏、物の買い占め、売り惜しみ、不当な価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想されるため、警察は、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進するものとする。

市は、警察の行う地域安全活動に対し、積極的に協力する。

なお、第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第13節 遺体の取扱い

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 遺体の搜索	市民部(市民班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部
第2 遺体の処理	市民部(市民班)、西尾警察署、第四管区海上保安本部
第3 遺体の埋火葬	市民部(市民班)

■基本方針

遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

身元識別のため必要がある時は、血液の採取、爪の切除等に協力する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

2 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 応援要請

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

4 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2 遺体の処理

1 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬がで

きない場合等においては、西尾勤労会館及び西尾市文化交流センター南館を遺体安置所とし、足りない場合は、寺院などの施設の利用、学校等の敷地に仮設安置所を確保する。運び込まれた遺体については、警察と協力し、遺体の洗浄を行うとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

2 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

3 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置に協力する。

4 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、関係機関等に連絡し、身元の確認に努める。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

5 応援要請

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

6 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3 遺体の埋火葬

1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送の手配を行う。

3 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

4 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

5 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

6 応援要請

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について「災害発生時における火葬場の相互応援協定」に基づき応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

7 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

○資料編 第6「救助用施設・設備関係」10

第14節 ライフライン施設等の応急対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 電力施設対策	中部電力パワーグリッド株式会社
第2 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会
第3 上水道施設対策	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班)
第4 下水道施設対策	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、下水道整備班)
第5 通信施設の応急措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社キャッチネットワーク、危機管理局(危機管理班)、県(防災安全局、総務局)
第6 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社
第7 ライフライン施設の応急復旧	危機管理局(危機管理班)

■基本方針

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示するものとする。

第1 電力施設対策

中部電力パワーグリッド株式会社は、被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第2 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発などの二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。

なお、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

一般社団法人愛知県LPガス協会は、愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止の措置を講ずる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使

用を中止するよう消費者に要請する。緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

なお、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第3 上水道施設対策

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

実施にあたっては、西尾市水道事業地震防災応急対策手引書による。

第4 下水道施設対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

1 応急復旧活動の実施

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

2 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第5 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりとする。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制(広域応援体制)により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市、県及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は隨時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従つて指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合に、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の市内の郵便局は次の措置を行う。

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

2 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する市、省庁、県、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15節 住宅対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	都市整備部(建築班)
第2 被災住宅等の調査	都市整備部(建築班)、総務部(税務班)
第3 公共賃貸住宅等への一時入居	都市整備部(建築班)
第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営	都市整備部(建築班)、県(建築局)
第5 住宅の応急修理	都市整備部(建築班)、県(建築局)
第6 障害物の除去	都市整備部(建築班)
第7 応援の要請	都市整備部(建築班)

第1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

地震発生により、建築物が被害を受け、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を円滑に実施することによって、二次災害を軽減、防止し市民の安全の確保を図る。

1 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、応急危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2 被災住宅等の調査

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に

必要な次の調査を実施する。

被災住民に必要な調査

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項
- (3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県内においては県を通じて他市町村に、また、県外においては国を通じて他の都道府県に、それぞれ被災者の受け入れについて、協力依頼を行い、必要な戸数の確保に務める。

第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

ア 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

イ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市は、当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

■仮設住宅の入居対象者の基準

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - (2) 居住する住家がない者であること。
 - (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
- ※住民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として、市が行う。

なお、入居者の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として、県から受託して市が行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めと

する生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

4 「災害救助法」の適用

- (1) 「災害救助法」が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 「災害救助法」が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。

第5 住宅の応急修理

1 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 応急修理を受ける者の範囲

- (ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 「災害救助法」の適用

- (1) 「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については、市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

- (2) 「災害救助法」が適用されない場合の住宅の応急修理は市が行う。

第6 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、次のとおりとする。

(1) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(2) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

(6) 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

2 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第7 応援の要請

市は自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第16節 学校における対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)、県(教育委員会)
第2 教育施設及び教職員の確保	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)
第3 応急な教育活動についての広報	教育委員会事務局(教育庶務班、学校教育班)
第4 教科書・学用品等の供給	教育委員会事務局(学校教育班)

第1 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(1) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(2) 市立学校

津波警報等は、第3節「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、教育委員会が、各学校に対して伝達する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2 教育施設及び教職員の確保

1 市立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急の教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等の利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難生活との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、施設の確保が困難な場合は、仮校舎を建設して授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

第3 応急な教育活動についての広報

市は、応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4 教科書・学用品等の供給

1 児童・生徒に対する教科書・学用品の供給

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来たした市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を供給する。

ただし、教科書については、供給するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について」(平成22年3月26日教総第947号)別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

2 応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

3 「災害救助法」の適用

「災害救助法」が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第17節 災害救助法の適用

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 適用基準	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)
第2 救助の種類及び期間	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)
第3 実施責任者	危機管理局(危機管理班)、各部(各班)

第1 適用基準

市長は、被害状況が次の条件に達し、かつ、現に救助を必要としているときは、直ちに知事に報告し、「災害救助法」の適用を要請するものとする。

1 適用基準

「災害救助法」の適用基準は、次のとおりである。

■「災害救助法」の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100世帯以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500世帯以上 50世帯以上	第1条第1項第2号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000世帯以上 多 数	第1条第1項第3号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合	多 数	第1条第1項第3号後段
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合 被災者に対する食料若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	県が内閣府防災担当と協議	第1条第1項第4号

2 被害の認定基準

- (1) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき認定する。
- (2) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能にあっては、滅失世帯の2分の1とみなして運用基準上換算し取り扱う。
- (3) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例

えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(4) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

第2 救助の種類及び期間

「災害救助法」における救助の種類及び期間は、次のとおりである。

なお、救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で延長することができる。

■災害救助法による救助の種類と期間

救 助 の 種 類		期 間
避難所の供与		災害発生の日から7日以内
福祉避難所の設置		災害発生の日から7日以内
飲料水の供給		災害発生の日から7日以内
炊き出しその他による食品の給与		災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		災害発生の日から10日以内
医療及び助産	医療	災害発生の日から14日以内
	助産	災害発生の日から7日以内
被災者の救出		災害発生の日から3日以内
死体の搜索・処理		災害発生の日から10日以内
埋葬		災害発生の日から10日以内
応急仮設住宅の供与	建設型仮設住宅	着工期間：災害発生から20日以内 救助期間：完成から最長2年
	借上型仮設住宅	災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年
被災した住宅の応急修理		災害発生の日から3月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6月以内)
障害物の除去		災害発生の日から10日以内
学用品の給与		教科書、教材：災害発生の日から1月以内 文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内
応急救助のための輸送費		各救助種目別に定められている救助期間の範囲内(特別基準の承認を得た場合はその期間)
応急救助のための賃金職員等雇上費		各救助種目別に定められている救助期間の範囲内

○資料編 第11「その他」3

第3 実施責任者

「災害救助法」が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として実施する。

ただし、「災害救助法」第13条及び「災害救助法施行令」(昭和22年政令第225号)第17条の規定により知事から個別に委任される救助事務を市で実施する。

市の各部は、担当する災害対策事務の書類を取りまとめ、危機管理局危機管理班を通じて県に提出する。

■ 災害救助事務の担当

救 効 の 種 類	担当
収容施設の供与	避難所
	応急仮設住宅
炊き出しその他のによる食料の給与及び飲料水の供給	食料の給与
	飲料水の供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業部商工振興班
医療及び助産	健康福祉部健康班
災害にかかった者の救出	消防部消防署班
災害にかかった住宅の応急修理	都市整備部建築班
学用品の給与	教育委員会事務局学校教育班
埋火葬	市民部市民班
応急救助のための輸送費	総務部財政班
応急救助のための賃金職員等雇上費	総務部総務班
死体の搜索	市民部市民班
死体の処理	市民部市民班
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	建設部土木班
取りまとめ・県への提出	危機管理局危機管理班

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 復興計画の策定	危機管理局(危機管理班)、総合政策部(秘書政策班)
第2 職員の派遣要請	危機管理局(危機管理班)、総合政策部(人事班)

第1 復興計画の策定

「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（「復興法」第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（「地方自治法」第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（「復興法」第54条）

市長は、知事に対し「復興法」第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し「地方自治法」第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2節 公共施設等災害復旧対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 公共施設災害復旧事業	各部(各班)
第2 激甚災害の指定	各部(各班)
第3 暴力団等への対策	各部(各班)、各機関

■基本方針

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。

第1 公共施設災害復旧事業

1 施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

法律等により国が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業については、主務大臣が知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき、その事業費が決定されることとなっている。

このため、市は災害復旧事業の計画及び実施にあたっては、関係法令の定めるところにより資料の収集、作成、実地調査等に十分に配慮し、災害復旧事業を行う。

(1) 法律

- ア 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)
- イ 「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号)
- ウ 「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)
- エ 「土地区画整理法」(昭和29年法律第119号)
- オ 「海岸法」(昭和31年法律第101号)
- カ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)
- キ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)
- ク 「予防接種法」(昭和23年法律第68号)
- ケ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)
- コ 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。
- エ 漂着した流木等の処理に対し、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2 激甚災害の指定

1 市における措置

激甚災害に相当する被害を受けた場合、市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害における財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
- セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 「中小企業信用保険法」(昭和26年法律第264号)による災害関係保証の特例
- イ 「小規模企業者等設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)による求職者給付の支給に関する特例

第3 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う市営住宅、市営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3節 災害廃棄物処理対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 災害廃棄物処理対策	環境部(ごみ減量班、環境業務班)、産業部(農水振興班)、県(環境局、西尾保健所)

第1 災害廃棄物処理対策

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、発災後において、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

3 ごみの収集・運搬、処分

ごみの収集・運搬は、一次仮置場（公園等）、二次仮置場（環境事業所等）として、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行うものとする。仮置場においては、重機による管理、分別を考慮した運営を行うものとする。

また、処理・処分量を軽減するためにも、建築物の解体時から徹底した分別を実施し、リサイクルを推進する。この収集、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

4 し尿の収集・運搬、処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等及び終末処理場のある下水道に投入し処理する。

この収集処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行う。

5 死亡獣畜の取扱い

市内には、死亡獣畜の取扱場がないため保健所長と協議し、県の指示により処理するものとする。

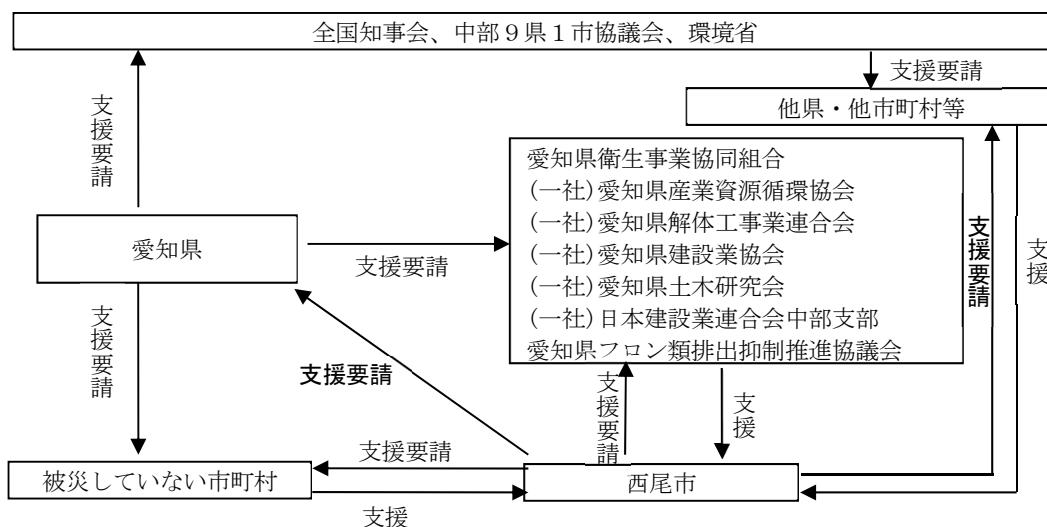
6 周辺市町村及び県への応援要請

市は、災害が発生した場合に備えて、県内他市町村等と、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自ら廃棄物処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町及び県に応援を要請する。

また、廃棄物の広域的な処理体制の整備を図るために、県、廃棄物処理業者の団体等と密接な連絡調整を行い、被災状況に応じた応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

■ 災害時の支援体制



○資料編 第6「救助用施設・設備関係」10

第4節 震災復興都市計画の決定手続き

対策	実施機関
第1 第一次建築制限	都市整備部(都市計画班)
第2 第二次建築制限	都市整備部(都市計画班)
第3 復興都市計画事業の都市 計画決定	都市整備部(都市計画班)

第1 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、「建築基準法」第84条の区域の案を作成し、被災後10日以内に県(建築指導課)に申し出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について、必要と認めるときは、県は「建築基準法」第84条の区域(災害が発生した日から1か月以内の期間に限り、その区域外における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に1か月を超えない範囲内において期間を延長することができる。)に定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2 第二次建築制限

1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。(県都市復興基本計画(骨子案)は、市町村都市復興基本計画(骨子案)に先立ち、策定、公表がされる。)

基本計画(骨子案)は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

「建築基準法」第84条の区域指定の後、市は、「被災市街地復興特別措置法」(平成7年法

律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第3 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスター プラン)を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市基本計画、都市計画マスター プラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画決定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 罹災証明書の交付等	総務部(税務班)、危機管理局(危機管理班)、都市整備部(建築班)、消防部(指令班)、県(防災安全局)
第2 被災者への経済的支援等	総務部(財政班、税務班、収納班)、健康福祉部(福祉班、長寿班、保険年金班)、協力部(会計班)、住宅金融支援機構、西尾市社会福祉協議会、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人
第3 金融対策	国(東海財務局)、日本銀行、県(経済産業局、農業水産局)
第4 住宅等対策	都市整備部(建築班)、独立行政法人住宅金融支援機構
第5 労働者対策	国(愛知労働局)

第1 罹災証明書の交付等

1 県における措置

(1) 市の支援等

ア 市の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(2) 市への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 市における措置

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免や各種手数料等の減免、各種貸付金、保険金の支払を受けるために必要となりうる「罹災証明書」について、本庁窓口において、遅延なく早期に被災者に交付するものとする。

(1) 住家等の被害の程度の調査

調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)に基づいて行い、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊）を判定する。

火災により焼損した家屋等は、消防部が「消防法」に基づき火災調査を行う。

なお、調査にあたっては、現地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、効率的な手法により実施することができるものとする。

(2) 罷災証明書の交付

ア 市は、「罷災証明書」の交付申請・発行を円滑に行うため、受付会場を調整・確保する。

イ 市は、罷災証明書の交付申請後、遅滞なく、住家の被害の程度を速やかに調査（外観目視による第1次調査）し、当該災害による被害の程度を証明する「罷災証明書」を交付する。

ウ 被災者から第2次調査又は再調査の申請があった場合には、内部立入調査を実施し、当該災害による被害の程度を再度判定し、「罷災証明書」を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとし、本庁3階31会議室に作業スペースを確保する。

第2 被災者への経済的支援等

1 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

- (1) 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。
- (2) 市は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。また、県は、市の当該経費に対し、県費補助金を交付する。

2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

3 市税等の減免等

(1) 市税

「西尾市市税条例」(昭和43年西尾市条例第17号)の規定に基づき、市税の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付並びに納期限の延長をする。

(2) 国民健康保険税

「西尾市国民健康保険税条例」（昭和43年西尾市条例第12号）の規定に基づき、国民健康保険税の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付並びに納期限の延長をする。

(3) 後期高齢者医療保険料

「西尾市後期高齢者医療に関する条例」（平成20年西尾市条例第1号）の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付をする。

(4) 介護保険料

「西尾市介護保険条例」（平成30年西尾市条例第30号）の規定に基づき、災害により被害を受け、著しい損害を受けた者の介護保険料の減免並びに徴収の猶予をする。

4 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第3 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

また、災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関については、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第4 住宅等対策

1 災害公営住宅の建設

自己の資力で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で本市において建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。

また、災害公営住宅の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な対策を講ずる。

2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、「独立行政法人住宅金融支援機構法」(平成17年法律第82号)の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5 労働者対策

市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に対し、関係機関である愛知労働局(岡崎労働基準監督署西尾支署及び西尾公共職業安定所(ハローワーク西尾))と連携し労働者対策を行う。

第6節 商工業・農林水産業の再建支援

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 商工業の再建支援	産業部(商工振興班)、交流共創部(観光文化振興班)、県 (経済産業局、観光コンベンション局)
第2 農林水産業の再建支援	産業部(農水振興班)

第1 商工業の再建支援

1 県における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

2 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促

進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第2節 公共施設等災害復旧対策 参照

第5章 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	危機管理局(危機管理課)
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	危機管理局(危機管理課)
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	危機管理局(危機管理課)

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、西尾市災害対策本部要綱に定めるところにより災害対策本部（非常配備準備）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章 第2節「避難行動」第1「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照）

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、西尾市災害対策本部要綱に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章 第2節「避難行動」第1「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、市は次の事前避難対象地域の対象者に対して避難を呼びかけるとともに、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を周知するものとする。（参考：第2章 第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第2「防災のための意識啓発・広報」及び第3章 第3節「災害情報の収集・伝達・広報」第3「広報」）

■健常者・要配慮者を対象とした事前避難対象地域

吉良町	吉田【高島新田、新田、西高島、東高島、豊岡】
-----	------------------------

■要配慮者を対象とした事前避難対象地域

西小柳町【六丁目、八丁目、九丁目】、奥田町【一丁目、四丁目、十丁目】

南奥田町【新田西、小字なし】

小栗町【五丁目、六丁目、上ノ切用水西、上流作、新切稻荷前、新切用水東、新切大道東】

一色町	治明【丑新田南ノ切、丑新田北ノ切、丑中、丑北】、細川【三番割、四番割、五番割、六番割、西実録、汐浜、大岡一ノ割、大岡三ノ割、大岡四ノ割、大岡五ノ割、大岡六ノ割】、中外沢【ロノ割、壱町割、下割、上羽瀬、二割】 藤江【大山、東新切、百間】、坂田新田【小家前】、大塚【伊佐新田】 千間【下通東、古浜、小柳、千生新田、戌改下】、生田【千生新田、竹生新田、東萱野、案子東、一ノ切、西萱野、西高前】、酒手島【東芝野通、西前通、西中通、西上通】
吉良町	吉田【二割、下屋敷、小池、忠四郎前、平ヶ山、堀割、離島、宇野津、宮前、山中、中屋敷、新浜、西中浜、船戸、東中浜、万田、亥改、西川畔】 大島【上、替地、中、中道下、彦兵衛山】 荻原【小川尻、一番割、外川田、小入道、百度荒子、斧田洗】

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市として事前避難対象地域を設定し、対象地域に事前避難を呼びかけることで、自宅の耐震性や津波浸水に不安のある住民等を対象に避難を促す。

また、最初の地震で甚大な被害が生じていない地域でも後発地震の危険性が高まるため、1週間を基本として、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない住民については予めの避難や日頃の備えの再確認などの対応を促す。

(2) 避難所の運営

後発地震に備えた避難であることから、知人宅や親類宅への避難を基本とするが、それが難しい住民に対しては、次の避難所を開設・運営する。

■ 1次開設避難所

総合体育館、中央体育館

■ 2次開設避難所（1次開設避難所で収容できない場合に開設）

横須賀ふれあいセンター、幡豆いきいきセンター、吉良温泉観光組合、佐久島総合開発センター

この場合、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3章 第10節「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照）

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。なお、消

防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう県からの支援が得られる。

- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

- ア 所管区域内の監視及び警戒
- イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 市が管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

- (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

- ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- (エ) 出火防止措置

- (オ) 水、食料等の備蓄

- (カ) 消防用設備の点検、整備

- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の(ア)から(ク)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む。）は施設ごとに別に定めるものとする。

- イ 個別事項

- (ア) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

- (イ) 小中学校等においては、児童・生徒等に対する保護の方法

- (ウ) 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- (2) 公共土木施設等

河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

- (3) 災害応急対策の実施上重要な建物

- ア 災害対策本部又は地区対策班が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- (イ) 無線通信機等通信手段の確保

- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- イ 市は、避難所及び救護所の開設に必要な資機材の整備を行うものとする。
- ウ 屋内避難に使用する建物の選定については、保有施設の活用等について県からの協力が得られる。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。なお、県は、市の対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等について、必要な措置を行う。

8 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき活動する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、西尾市災害対策本部要綱に定めるところにより災害対策本部（第1非常配備（警戒体制））を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3章 第2節「避難行動」第1「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照）

2 後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの

地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2章 第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第2「防災のための意識啓発・広報」及び第3章 第3節「災害情報の収集・伝達・広報」第3「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

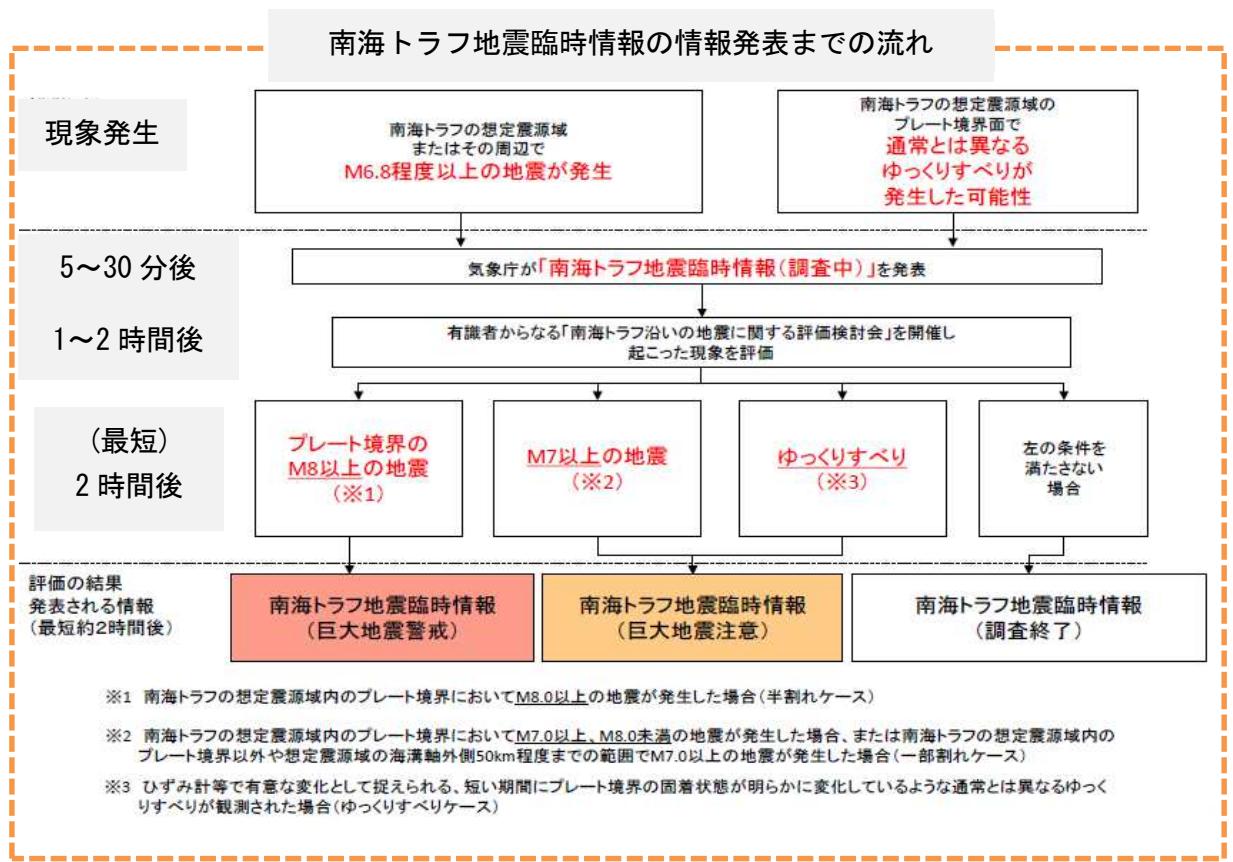
	○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとに計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

「別紙」東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関する情報」の発表は行われていない。)

第1節 対策の意義及び東海地震に関する情報

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 東海地震に関する事前対策の意義	危機管理局（危機管理班）
第2 東海地震に関する情報	気象庁

第1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が内閣総理大臣から発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。（地震発生後は、第3章災害応急対策に定めるところにより対処する。）

なお、この地震防災応急対策は、「大震法」第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2章「災害予防」第2節「建築物等の安全化」第5「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2章「災害予防」第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第1「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2章「災害予防」第12節「防災訓練及び防災意識の向上」第2「防災のための意識啓発・広報」及び第3「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

[教育に関する事項]

県（防災安全局）における措置

第2章第12節 第3 2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

[広報に関する事項]

県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3章第3節第3で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (2) 防災に関する知識の普及

県及び市町村は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

- (3) 自動車運転者に対する広報

県、市町村及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

- (4) 家庭内備蓄等の推進

県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2 東海地震に関する情報 ※現在発表は行われていない。

1 情報の種類

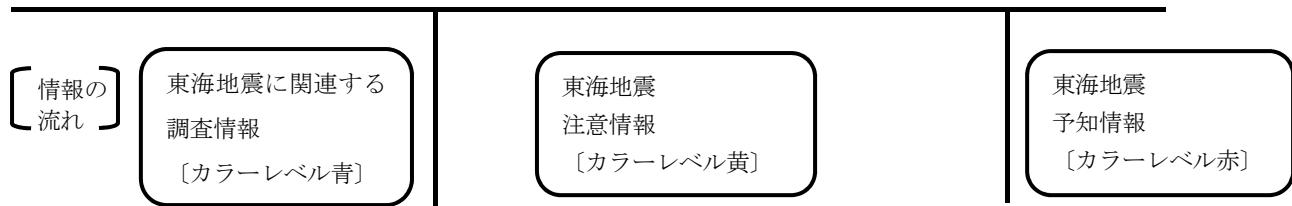
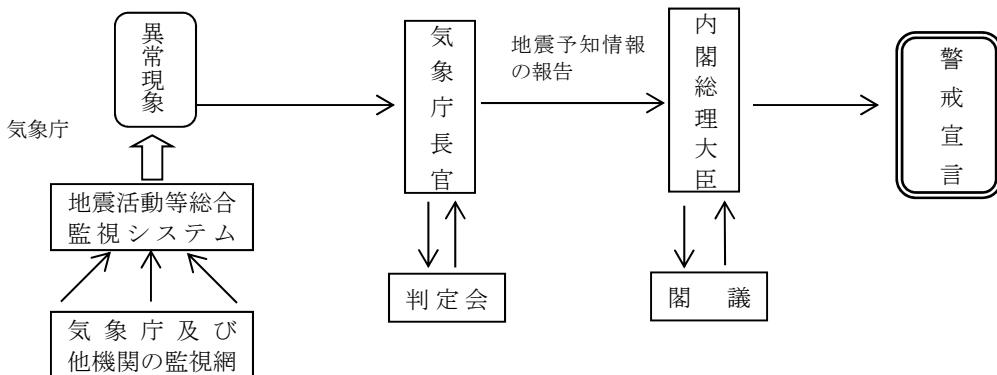
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

■東海地震に関する情報 ※現在発表は行われていない。

種類	内容等		主な防災対応等
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震 に関する 調査情報 (カラーレベル 青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2節 地震災害警戒本部の設置等

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 地震災害警戒本部の設置等	総務部(総務班)、危機管理局(危機管理班)
第2 警戒宣言発令時等の情報伝達	危機管理局(危機管理班)
第3 警戒宣言発令時等の広報	総合政策部(広報広聴班)、危機管理局(危機管理班、交通対策班)、市民部(各地区対策班)
第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	危機管理局(危機管理班)

第1 地震災害警戒本部の設置等

1 地震災害警戒本部の設置、廃止

市は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、直ちに西尾市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとし、「災害対策基本法」第23条の2第1項に基づく災害対策本部が設置された場合は、警戒本部は廃止される。

また、「大震法」第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を廃止するものとする。

2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、「大震法」、「大規模地震対策特別措置法施行令」(昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。)、「西尾市地震災害警戒本部条例(平成14年西尾市条例第14号)」及び「西尾市地震災害警戒本部要綱」に定めるところによる。

3 地震防災応急対策要員の参集

市長は、次のとおり職員に参集を命ずるものとする。

■東海地震関連情報と配備体制

情 報 名	体制
東海地震に関する調査情報(臨時)	第1 非常配備
東海地震注意情報	第2 非常配備
東海地震予知情報(警戒宣言)	第3 非常配備

職員は、警戒宣言が発せられた場合は、参集の命令を待つことなく、自己の判断により参集する。

○資料編 第9「条例・要綱等」6、7

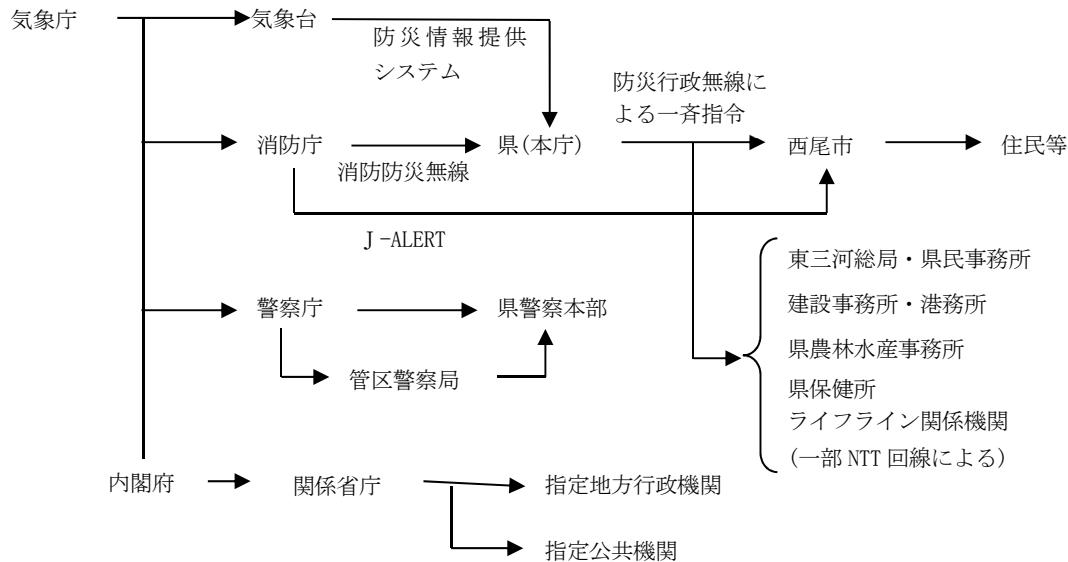
第2 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 伝達系統

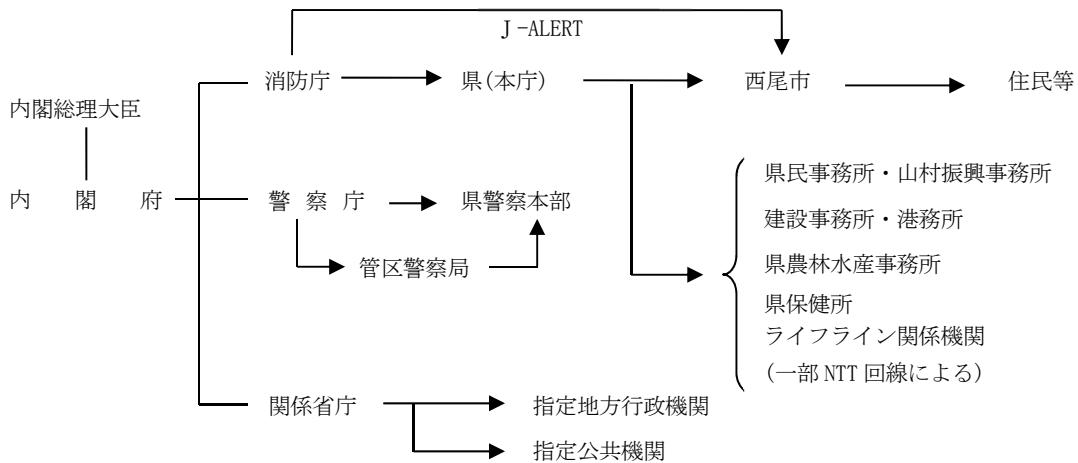
警戒宣言等の伝達経路は、次のとおりである。

なお、何らかの事情により通信が困難な場合は、第3章第3節で定める非常通信による。

- (1) 東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)



- (2) 警戒宣言



2 市職員への伝達

- (1) 市職員への伝達は、勤務時間内においては、府内放送等によるものとし、勤務時間外及び休日等における職員については、職員緊急通報システム、勤務時間外・休日等の非常連絡系統図又は各部において定めるところによる。
- (2) 市は速やかに情報を住民等に伝達するものとする。

第3 警戒宣言発令時等の広報

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

1 広報内容

(1) 東海地震注意情報発表時

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 東海地震注意情報
- イ 社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- ウ 防災関係機関の準備行動に関する情報
- エ 市長から市民への呼びかけ

(2) 警戒宣言発令時

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

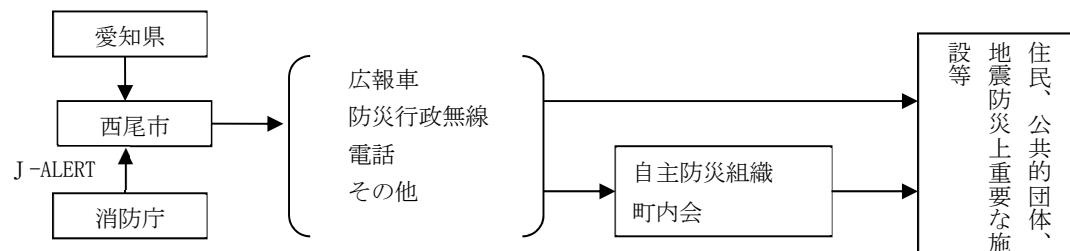
- ア 地震予知情報の内容、特に震度及び津波の予想
- イ 社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- ウ 市長から市民への呼びかけ
- エ 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- オ ライフラインに関する情報
- カ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- キ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- ク 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ケ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- コ 金融機関が講じた措置に関する情報
- サ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

2 広報手段等

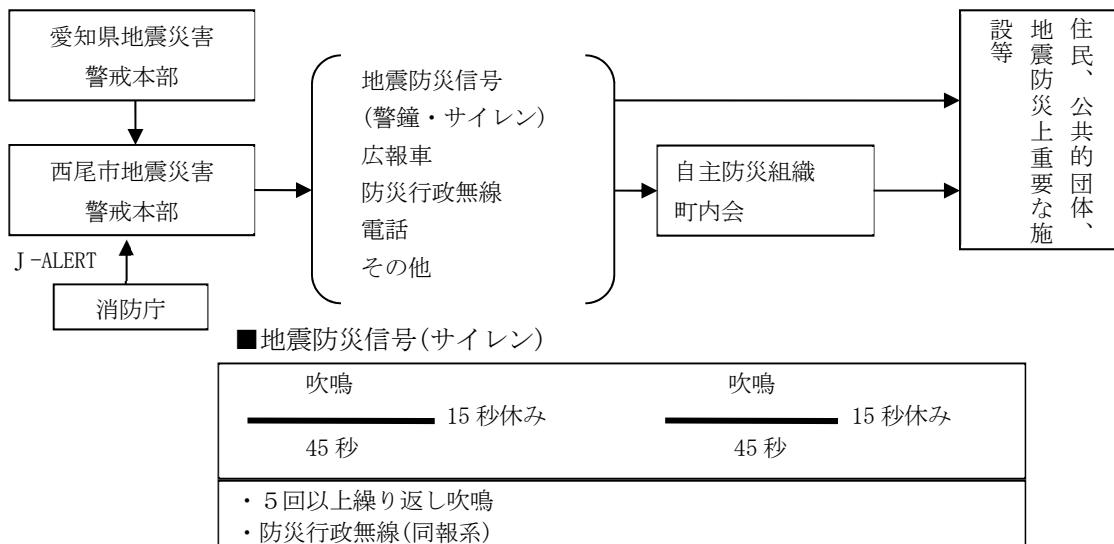
広報は、県においてテレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、市は、地震防災信号、広報車、防災行政無線(同報系)、株式会社キャッチネットワーク及び自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等の情報伝達について、特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子など様々な広報手段を活用して行う。

(1) 東海地震注意情報発表時



(2) 警戒宣言発令時

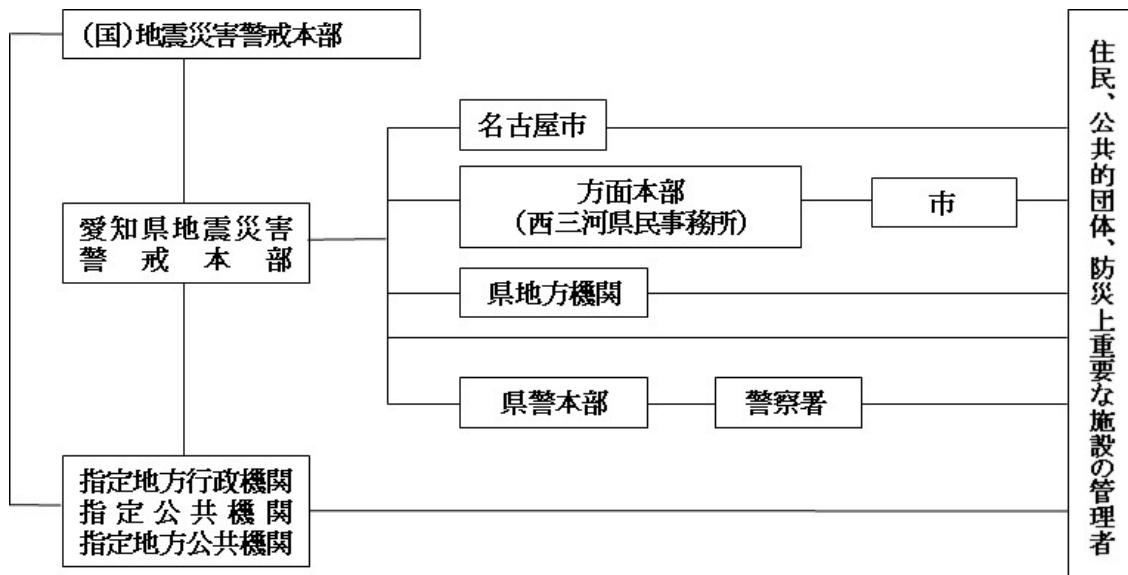


○資料編 第5「避難関係」3

第11「その他」1

第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等**1 収集・伝達系統**

避難状況等に関する情報は、市が取りまとめ、方面本部(県民事務所)を通じて県に報告する。

**2 報告事項及び時期**

(1) 市は警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用)(様式1)」により県に報告する。

報告事項は、次のとおりとする。

- ① 東海地震予知情報の伝達 (選択: 1 完了、2 半数以上、3 半数未満)
- ② 地域住民の避難状況 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未

実施))

- ③ 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ⑧ 緊急輸送路の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 實施中、ウ 未実施））
- ⑨ 警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
- ⑩ 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとする。

ア 報告事項は、次のとおりとする。

- ① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示等
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送路の確保
- ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに
- ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに
- ③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次

第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 食料、医薬品、住宅等の確保	健康福祉部(健康班)、産業部(農水振興班)、都市整備部(建築班)、病院診療部
第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	環境部(ごみ減量班、環境業務班)、建設部(土木班)、上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班、下水道整備班)、病院事務部、中部電力パワーグリッド株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

第1 食料、医薬品、住宅等の確保

1 食料の確保

(1) 米穀・パン・副食品等

警戒宣言が発せられた場合、市は、米穀・パン・副食品等について、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

(2) 応急的な食料品の確保

「災害救助法」に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとする。

2 医薬品等の確保

市は、発災後の医療救護用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。警戒宣言が発せられた場合、市は、発災に備えて医薬品その他衛生材料の調達を図る。

3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び住宅相談のため、関係機関・団体に協力要請を行う。市はこれに必要な協力をを行う。

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している無線機器の確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。
- (3) 市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力

に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。このため、浸水対策用資機材や停電に備えた非常用発電機のための重油等を備蓄するとともに、人員の配備について努めるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

2 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 下水道管理者

市及び県(下水道管理者)は、東海地震注意情報が発表された段階から次の措置をとる。

ア 「西尾市公共下水道業務継続計画」及び「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

3 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おむね次のような措置を講ずるものとする。

(1) 緊急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、地震警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地

震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

7 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

(1) 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

(2) ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(3) し尿処理

家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

なお、し尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に投入し処理する。

8 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

9 医療救護用資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行うものとする。

- (1) 市民病院は、災害拠点病院(地域災害医療センター)として医療救護活動の準備を進めるとともに、西尾市医師会及び各医療機関との連携を密にし、二次収容病院の機能を確保する。
- (2) 状況によっては、応急的な医療活動を実施するために医師会及び市民病院で必要な医療救護班の編成の準備を行い救護所の開設に備える。
- (3) 医療救護に必要な医薬品その他衛生機材等を準備しておくものとする。
- (4) 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は県に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

第4節 発災に備えた直前対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難対策等	危機管理局(危機管理班)、健康福祉部(福祉班、長寿班)、子ども部(子育て支援班、保育班)、市民部(地域つながり班)、教育委員会事務局(学校教育班)、県(防災安全局)、西尾警察署、第四管区海上保安本部
第2 消防、浸水等対策	建設部(河川港湾班)、消防部(消防総務班、予防班、指令班、消防署班)、消防団、県(西三河建設事務所、西三河農林水産事務所)
第3 社会秩序の維持	西尾警察署、第四管区海上保安本部
第4 道路交通対策	西尾警察署、建設部(土木班)、県(防災安全局、建設局)、県公安委員会
第5 鉄道	中部運輸局、名古屋鉄道株式会社
第6 バス	市民部(地域つながり班)、中部運輸局、名鉄東部交通株式会社、名鉄バス株式会社
第7 海上交通	交流共創部(佐久島振興班)、中部運輸局、第四管区海上保安本部
第8 飲料水、電気、ガス、通信 及び放送関係	上下水道部(上下水道経営班、上下水道営業班、水道整備班、下水道整備班)、県(企業庁)、中部電力パワーグリッド株式会社、東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社キャッチネットワーク、日本放送協会
第9 生活必需品の確保	危機管理局(危機管理班)、産業部(農水振興班、商工振興班)
第10 金融対策	東海財務局、日本銀行、県(経済産業局、農業水産局)
第11 郵便事業対策	日本郵便株式会社
第12 病院、診療所	健康福祉部(健康班)、病院診療部、病院事務部
第13 スーパー等	産業部(商工振興班)
第14 緊急輸送	総務部(財政班)、危機管理局(交通対策班)、西尾警察署、中部運輸局、第四管区海上保安本部、県(防災安全局)
第15 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	総合政策部(秘書政策班)、交流共創部(佐久島振興班)

第1 避難対策等

1 市が行う避難対策

(1) 避難対象地域の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域、がけ

地崩壊危険地域等の範囲(以下「避難対象地域」という。)を、警戒宣言発令時の避難情報の対象地域として定め、対象地域の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地域住民に対して周知するものとする。

なお、津波に係る避難対象地域においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地域について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必要な物資の支給に関する周知

市は、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を警戒宣言時には避難者に原則として支給しないので、避難者は、各自家庭内の備蓄品を持ち出すものとし、その旨を周知する。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地域内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地域の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、市の管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語や、やさしい日本語、ピクトグラム(案内用図記号)による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者、旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者・滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県が行う避難対策

(1) 市が行う避難対策への協力

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力

イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

(2) 市からの応援要請に対する措置

県は、避難した者に対する救護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあっせん

- イ 県が備蓄している物資等の貸与
- ウ 給水車、ろ水機等の給水用資機材その他防災用資機材の配備

3 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

警察官が避難のための立ち退きを指示したときは、直ちにその旨を市に通知する。

4 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発表された段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。

(2) 遊泳者等に対する警戒宣言等の周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発表された段階から、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。

(3) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告（港則法）

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な地域への避難勧告（港則法）を行う。

(4) 海上保安官による立ち退き指示

警戒宣言が発せられた場合において、市が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市から要求があったとき、海上保安官は立ち退きを指示する。

海上保安官が立ち退きを指示したときは、直ちにその旨を市に通知する。

(5) 海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退避等指示

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

警戒区域を設定したときは、直ちにその旨を市に通知する。

5 学校、幼稚園、保育園及び児童クラブにおける措置

(1) 児童・生徒等の安全確保

児童・生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童・生徒等が在校(在園も含む。)中には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童・生徒等が登下校(登降園も含む。)中には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童・生徒等が在宅中には、休校(休園も含む。)として、児童・生徒等は登校(登園も含む。)させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の検討

学校等においては、(1)の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応の方法を定めておくものとする。

(3) 児童・生徒、保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、児童・生徒、保護者等に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、次の事項を重点的に推進し、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防機関における準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) 土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

(6) 地震防災応急計画の実施の指導

(7) 迅速な救急救助のための体制確保

(8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(9) 水防資機材の点検、整備及び配備

2 県における措置

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の消防、浸水等対策を行う。

(1) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

警戒宣言が発せられた場合は、報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。

(2) 市町村等の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況の確認

消火薬剤、浸水対策用資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員

の参集状況を確認する。

(3) 応急排水機及び発電機の貸し出し体制の確立

被災時に備え、県内3か所の応急排水センターで保有する応急排水機及び発電機の整備点検、貸し出し体制(要員配置、連絡体制構築)の確立等の準備をする。

(4) その他必要な措置

その他浸水対策については、愛知県水防計画に準拠して必要な措置をとる。

第3 社会秩序の維持

1 県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合、主要駅、繁華街、銀行、大型店舗、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援活動を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報収集、警戒、取締りを行う。

第4 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行は、極力抑制するとともに、強化地域への流入は、極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、「大震法」及び「道路交通法」の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

第1次規制として、所定の自動車専用道路各インターチェンジ及び所定の国道・県道各主要箇所において、一般車両に対し流入の制限等必要な規制を行う。

また、避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、第2次規制として、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送路を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国 道	1号、23号
-----	--------

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向以外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の規制を行う。

オ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺道路

愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、「大震法」第24条並びに「道路交通法」第5条及び第6条により行うこととし、「大震法」による場合は、「大震法施行令」第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導を行い、極力走行を抑制し、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し、必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県又は県公安委員会は、県公安委員会が「大震法」第24条の規定により、緊急輸送を

行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、「大震法施行令」第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままで運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言が発せられるまでは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受けた時点では、平常どおり運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時**ア 列車の運行**

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6 バス**1 中部運輸局における措置**

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。

2 路線バス等事業者における措置

路線バス等事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 乗客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急

の場合は、安全な場所へ退避する。

- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7 海上交通

1 市における措置

西尾市渡船事業「地震防災対策基準」並びに第四管区海上保安本部及び中部運輸局の指示に従い、渡船の安全対策を講じる。

- (1) 東海地震注意情報発表時

ア 船舶の運航

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常どおり運航する。
 - (イ) 旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。
- #### イ 旅客への対応
- (ア) 警戒宣言が発せられた場合には、運航を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
 - (イ) 地震が発生した場合には沿岸部は危険である旨を知らせる。
 - (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

- (2) 警戒宣言発令時

ア 船舶の運航

- (ア) 直ちに運航を中止する。
- (イ) 着桟中の場合は、旅客を下船させた後、船舶の海上避難又は係留強化を行う。
- (ウ) 航行中の場合は、直ちに最寄りの港へ避難し旅客を下船させた後、船舶の海上避難又は係留を行う。
- (エ) 係留を行う場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずる。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関する情報及び船舶の運航情報等を、取扱所又は船内において放送、急告板の掲出等により、旅客に周知する。
- (イ) 取扱所内及び下船した旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内を実施する。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。
- (2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。
- (4) 貯木場からの木材流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。

3 中部運輸局における措置

中部運輸局は、第四管区海上保安本部と協力して、関係事業者等へ応急措置の実施指導を行う。

第8 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 住民等の飲料水の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、送水に努めるものとする。
- (3) 自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県(企業庁)に緊急増量の要請を行うものとする。

2 県における措置

- (1) 県(企業庁)は、警戒宣言が発せられた場合、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保するものとする。
- (2) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて「水道法」(昭和32年法律第177号)第40条に基づく水道用水の緊急応援を命ずるものとする。

3 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 都市ガス事業者における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震

防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中止

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 一般社団法人愛知県 LP ガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県 LP ガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関へ、あらかじめ連絡してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

6 通信会社における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により、通信が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用

東海地震注意情報が発表された段階から、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。

なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報発表前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配意するものとする。

7 日本放送協会名古屋放送局等における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

日本放送協会名古屋放送局は、東海地震に関する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本として、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

日本放送協会名古屋放送局は、放送にあたっては、外国人、視覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

(4) 株式会社キャッチネットワークにおける措置

株式会社キャッチネットワークは、地震予知情報等の放送にあたって、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュース等を行い対処することとする。

第9 生活必需品の確保

1 市、国及び県における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め等の防止に係る要請

市、国及び県は、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に係る要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

2 家庭内備蓄の周知徹底

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を常時家庭内に備蓄しておかなければならぬ。

なお、市は平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第10 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適當と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

強化地域内に本店及び支店等を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応は、次のとおりである。

ア 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の状況を的確に把握し、平穏裏に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

イ 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分配慮した上で、現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

エ 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

オ 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。

(2) 保険会社への措置

強化地域内に本店、支店等を置く保険会社の警戒宣言時の対応は、次のとおりである。

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの

店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の保険会社の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。

(3) 証券会社への措置

強化地域内に本店、支店等を置く証券会社の警戒宣言時の対応は、次のとおりである。

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社の円滑な遂行を期すため、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の証券会社の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。

(4) 電子債権記録機関への措置

強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応は、次のとおりである。

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行を期すため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農協協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関と同様の措置を講ずるよう要請する。

第11 郵便事業対策

日本郵便株式会社における措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、市内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

- (4) 市との災害支援協力に関する覚書に基づき、郵便局が一時避難場所等として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第12 病院、診療所

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院である西尾市民病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来(簡単な問診での投薬外来)を除き、外来診療を原則縮小する。

第13 スーパーマーケット等

警戒宣言が発せられた場合、スーパーマーケット等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができる。

第14 緊急輸送

1 市、県及び関係機関における措置

- (1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。
- (3) 県は、市町村から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

2 中部運輸局における措置

- (1) 中部運輸局は、陸上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体勢を整えさせることとする。
- (2) 中部運輸局は、海上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体勢を整えさせることとする。

3 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、人員、物資の海上緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

5 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

6 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、国・県の指定道路に合わせあらかじめ定める。

7 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送車両の事前届出
市の保有する緊急輸送を行う計画のある車両については、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲
事前届出済証の交付を受ける車両は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、4 の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な車両とする。

8 緊急輸送車両確認の効力

「大震法施行令」第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、「災害対策基本法施行令」第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第 15 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者・滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者・滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体

制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促すものとする。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努めるものとする。

第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路	建設部(土木班)
第2 河川・海岸	建設部(河川港湾班)
第3 港湾・漁港	建設部(河川港湾班)
第4 不特定かつ多数の者が出 入りする施設	各部(所管施設を管理する班)
第5 地震防災応急対策の実施 上重要な建物に関する措置	各部(所管施設を管理する班)
第6 工事中の建築物等に対す る措置	各部(所管施設を管理する班)

第1 道路

道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が予想される。このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

所管する道路における管理上の措置

- (1) 放送事業者等と協力して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他の地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。
なお、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合においても、その内容を伝達するものとする。
- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中止等の措置をとる。
- (4) 発災後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集体制を整える。
- (5) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (7) 県、西尾警察署、近隣市町等関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2 河川・海岸

所管する河川・海岸における管理上の措置

被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸管理施設の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。

第3 港湾・漁港

港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害のほか、二次災害の津波による被害が想定されるので、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する港湾・漁港において次の措置をとるものとする。

所管する港湾・漁港における管理上の措置

- (1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。
また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中止等の措置をとる。
- (2) 特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。
- (3) 津波の危険のある地区について、水門、こう門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。
- (4) 施設の応急復旧作業担当業者に事前配備についての連絡・確認を行う。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況についての情報収集、把握を行う。
- (6) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、一般業務を停止し、庁舎を閉鎖する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施

設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

- ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置
- イ 出火防止措置
- ウ 受水槽等への緊急貯水
- エ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校等

学校、保育園等においては、第4節第1の5に定めるところによる。

3 市民病院

西尾市民病院においては、第4節第12に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。
- イ 診療は継続する。
- ウ 帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

- ア 診療は継続するが、救急外来及び投薬外来を除き、外来診療を原則縮小する。
- イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

-
- (1) 市の建物で、地震防災応急対策の実施上重要な建物の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - (2) 市は必要に応じて、市が行う屋内避難に使用する県有施設の活用について、県へ協力要請するものとする。
 - (3) 計画で定める緊急避難場所、避難所又は医療救護所が置かれる施設の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるとともに、市が行う緊急避難場所、避難所又は医療救護所の開設に必要

な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中断するものとする。

第6節 他機関に対する応援要請

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災関係機関に対する応援要請等	危機管理局(危機管理班)、県(防災安全局)
第2 自衛隊の地震防災派遣	危機管理局(危機管理班)
第3 消防機関相互の応援体制の整備及び受入体制	消防部(消防総務班)

第1 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため「大震法」第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 県における措置

(1) 県の応援に関する指示

県は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

(2) 連絡・受入体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

3 費用の負担方法

(1) 他市町村から市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、「大震法」第31条の規定による。

(2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるものほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2 自衛隊の地震防災派遣

1 自衛隊の派遣要請

市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣要請を依頼する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

2 関係部隊等との連絡調整

市は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

3 経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入及び経費の負担区分については、第3章第4節に準ずるものとする。

第3 消防機関相互の応援体制の整備及び受入体制

消防機関相互の応援体制については、本計画第2章「災害予防」第11節「広域応援体制の整備」第2「応援部隊等に係る広域応援体制の整備」に準ずるものとする。

第7節 市民のとるべき措置

■基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地域内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難場所へ速やかに避難する。避難対象地域以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。
また、このため、あらかじめ自宅の耐震診断等を行い、その耐震性を十分把握しておく。
なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備する。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、役割の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (5) 火の使用は自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。
- (7) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に溜めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- (10) 万一のときの脱出口を確認する。
また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛する。

第2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとる。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置

- やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (3) 火の使用は自粛する。
- (4) 消防計画、「消防法」第14条の2の予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- (10) 近くの職場同士で協力し合う。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。